

第2期みよし市自殺対策計画（案）



目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組み	5
4 計画の期間	5

第2章 みよし市における自殺の特徴

1 みよし市の現状	6
2 自殺に係るデータ	9
3 地域自殺実態プロファイル（2022）抜粋	14
4 アンケートからみる現状	15
5 前期計画の評価	27
6 みよし市の現状・課題と対策	28

第3章 計画の概要

1 基本理念	29
2 数値目標	29
3 基本方針	30
4 施策の体系	32

第4章 自殺対策の取組み

施策1 地域におけるネットワークの強化	33
施策2 市民一人一人の気づきと見守りの推進	34
施策3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	35
施策4 地域全体の自殺リスクの低下	37
施策5 高齢者への自殺対策の推進	40
施策6 女性への自殺対策の推進	43
施策7 こども・若者への自殺対策の推進	46
施策8 生活困窮者への自殺対策の推進	48
施策9 勤務問題による自殺対策の推進	50
施策10 自殺未遂者等への支援の充実	51
施策11 自死遺族等への支援の充実	52

第5章 自殺対策の推進体制

1 評価指標と検証	53
-----------	----



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10(1998)年に急増し、10年以上年間3万人を超える状態が続いていました。

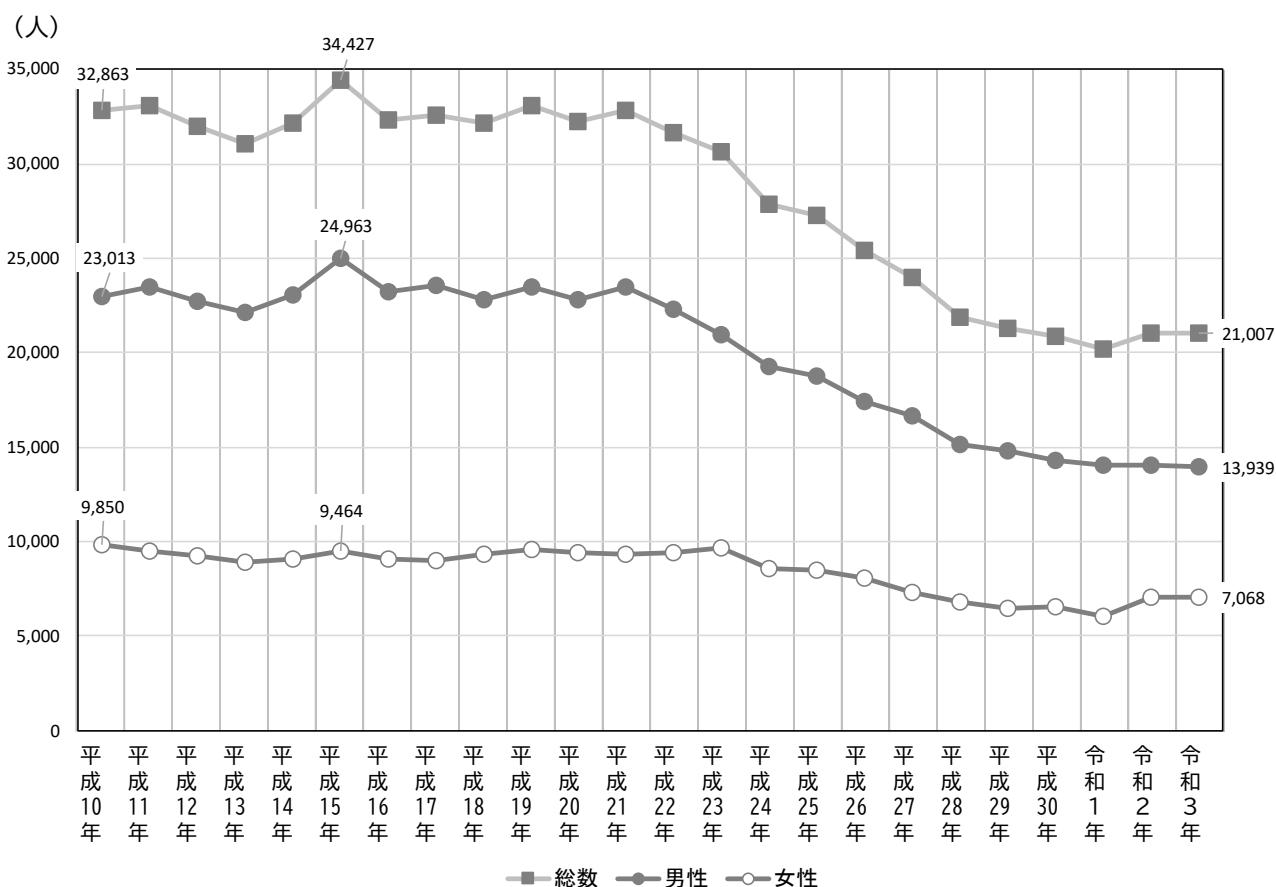
大きく減ることのない自殺者数に対して、平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定され、平成22(2010)年以降は減少傾向にあります。しかし、いまだに年間2万人を超える人々が自殺により亡くなっています。

また自殺死亡率は先進国（G7）の中でもトップの数字となっています。そのため、平成27(2015)年6月には参議院厚生労働委員会において、「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」が可決。平成28(2016)年4月に自殺対策基本法の一部を改正し、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」が追加されました。また、地域の実情に即した自殺対策のさらなる取組みの推進が明記され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

さらに、令和4(2022)年10月には新たな自殺総合対策大綱を閣議決定し、具体的な取組みの方針性を示しました。

みよし市では、国や愛知県の定める自殺対策計画及び施策に関する社会情勢や制度改革の状況を勘案した上で、みよし市の今後の自殺対策を総合的かつ効果的に推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

図表1 自殺者数の推移（全国）



出典：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

図表2 新たな自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）の概要

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線部は旧大綱からの主な変更箇

- ・平成18年に自殺対策基本法が成立。
- ・同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺 総合対策における当面の重点施策の概要

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
- 自殺対策従事者への心のケア
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS 等）活用
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- 報道機関に対する WHO ガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組みに対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOS の出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもが SOS を出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どもの SOS を受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS 等を活用した相談事業支援の拡充、ICT を活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働のは是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働のは是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

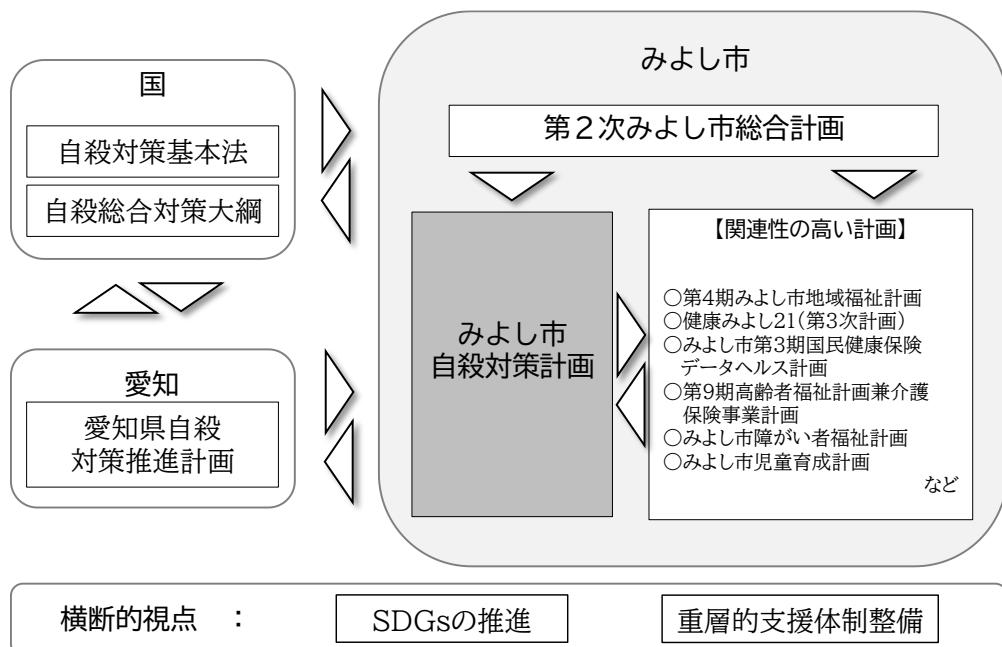
13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊娠婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊娠等について、性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組みを支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に示される市町村計画であり、令和4(2022)年10月に改定された「自殺総合対策大綱」、令和5(2023)年6月に改定された「第4期愛知県自殺対策推進計画」に対応するものです。

また、「第2次みよし市総合計画」を基とし、「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、自殺対策の基本的な方向やさまざまな分野の施策、具体的な事業・取組を示し、各種計画との整合・連携を図っていきます。



3 SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取組み

SDGs（SDGs : Sustainable Development Goals）は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

「みよし市自殺対策計画」に掲げられた計画を推進していくことで、自殺対策のみならず、SDGsの達成も推進していきます。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から5年間とします。

なお、自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向もふまえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



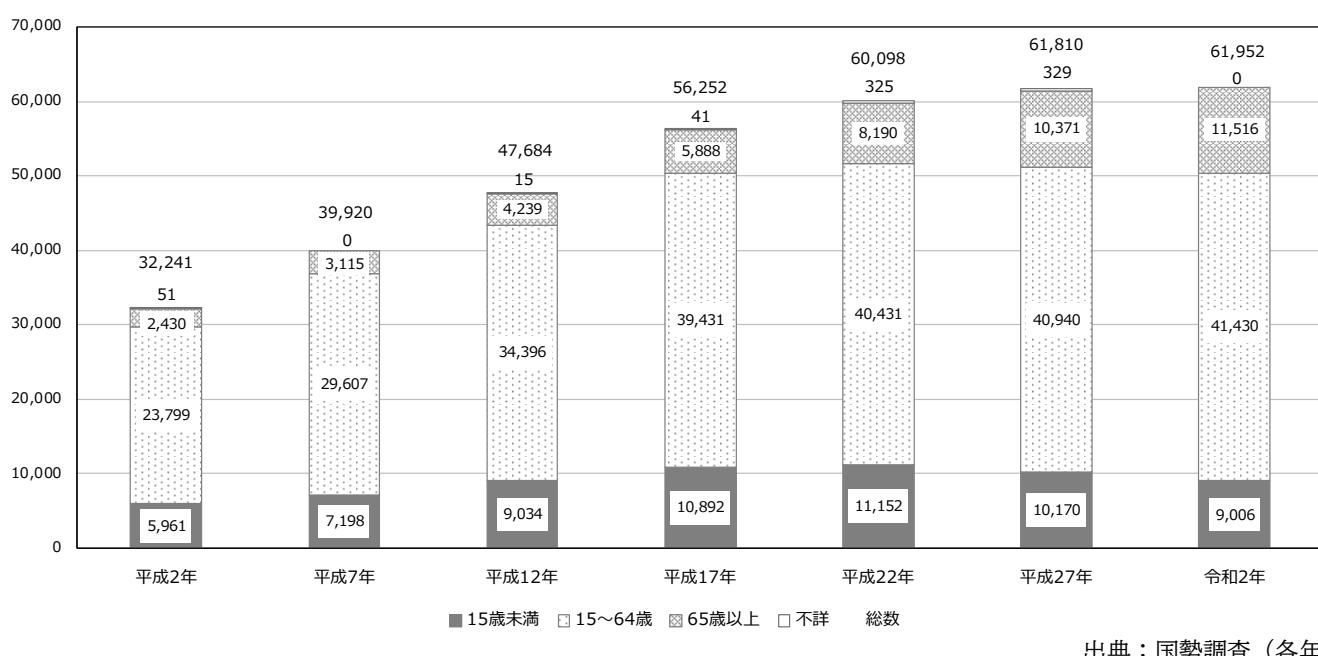
第2章 みよし市における自殺の特徴

1 みよし市の現状

① 人口

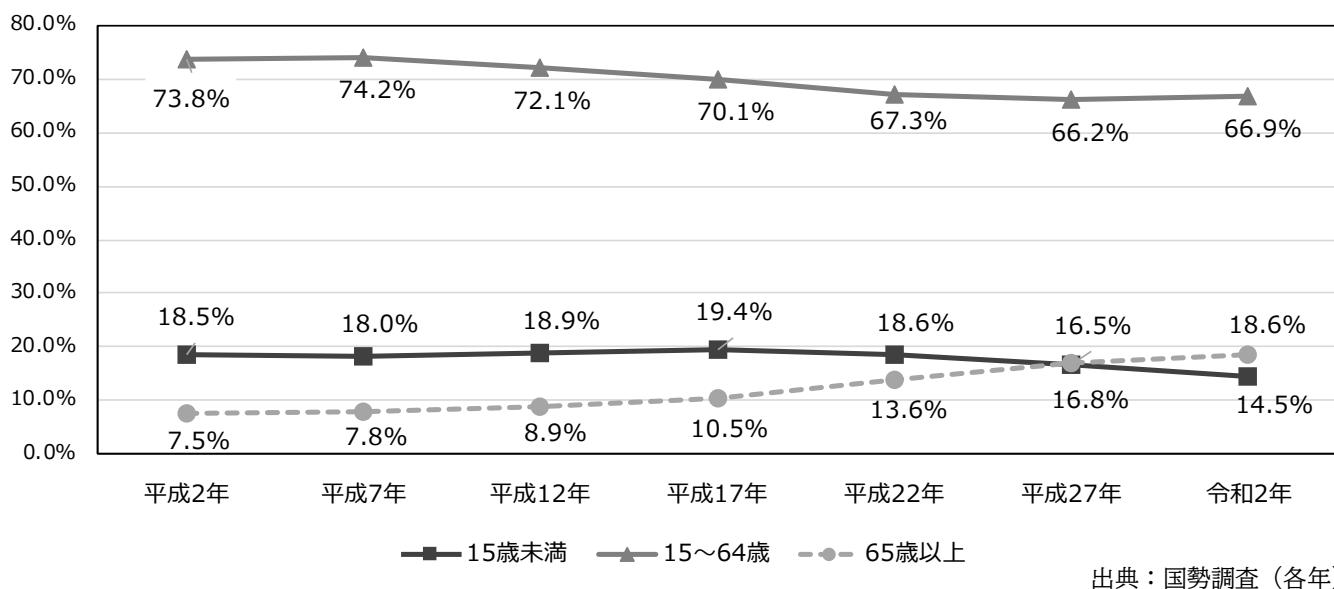
本市の人口は、年々増加傾向にあり、令和2(2020)年の国勢調査では61,952人となっています。年齢区分別では、15歳～64歳の生産年齢人口が多いものの、平成27(2015)年に65歳以上(16.8%)の割合が15歳未満(16.5%)の割合をはじめて上回りました。また平成22(2010)年までは15歳未満の人口が年々増加傾向にありましたが、平成27(2015)年にはじめて減少に転じ、令和2(2020)年には1万人を割り込みました。

図表3 総人口



出典：国勢調査（各年）

図表4 総人口に対する割合



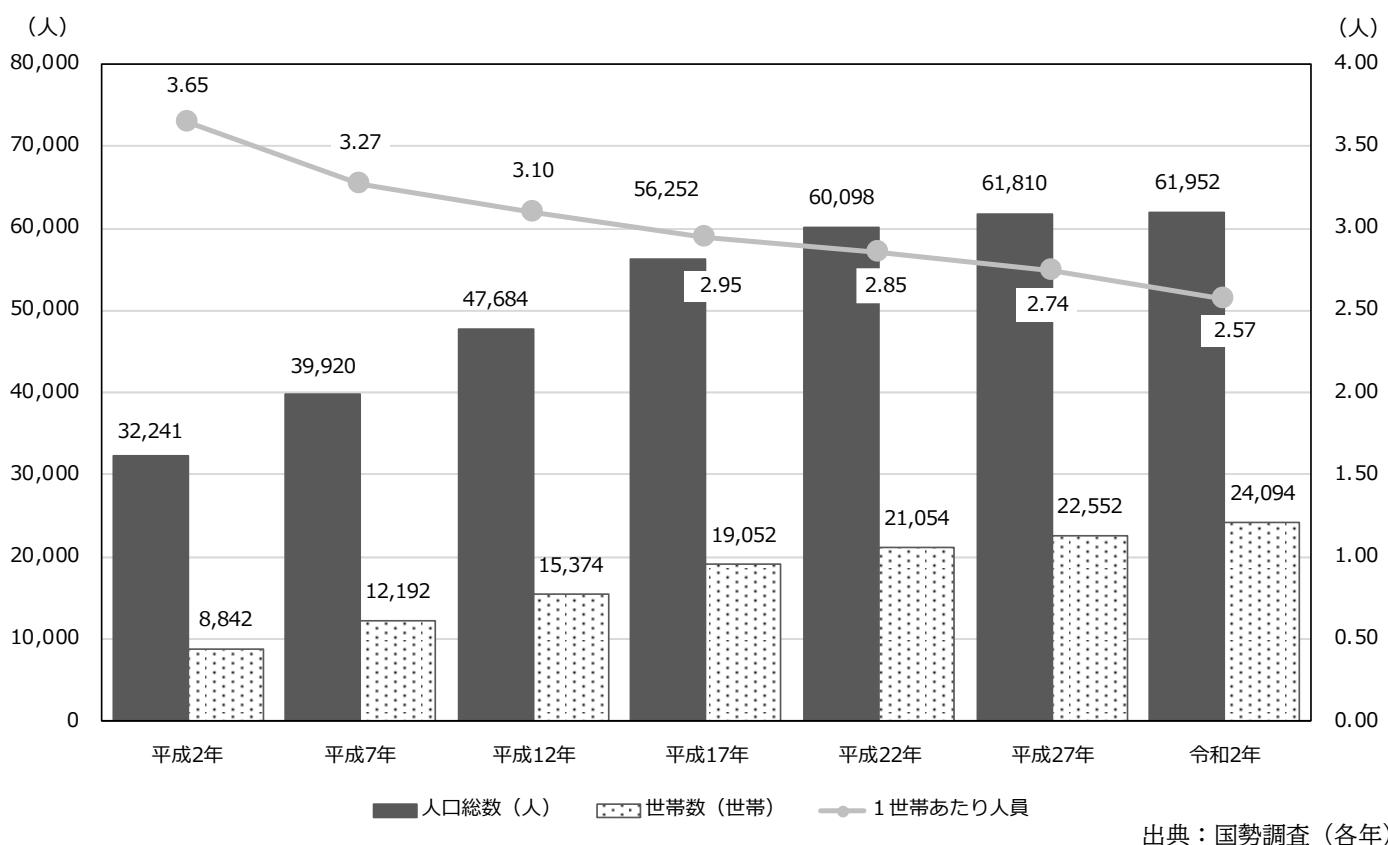
出典：国勢調査（各年）

② 世帯数・世帯構成

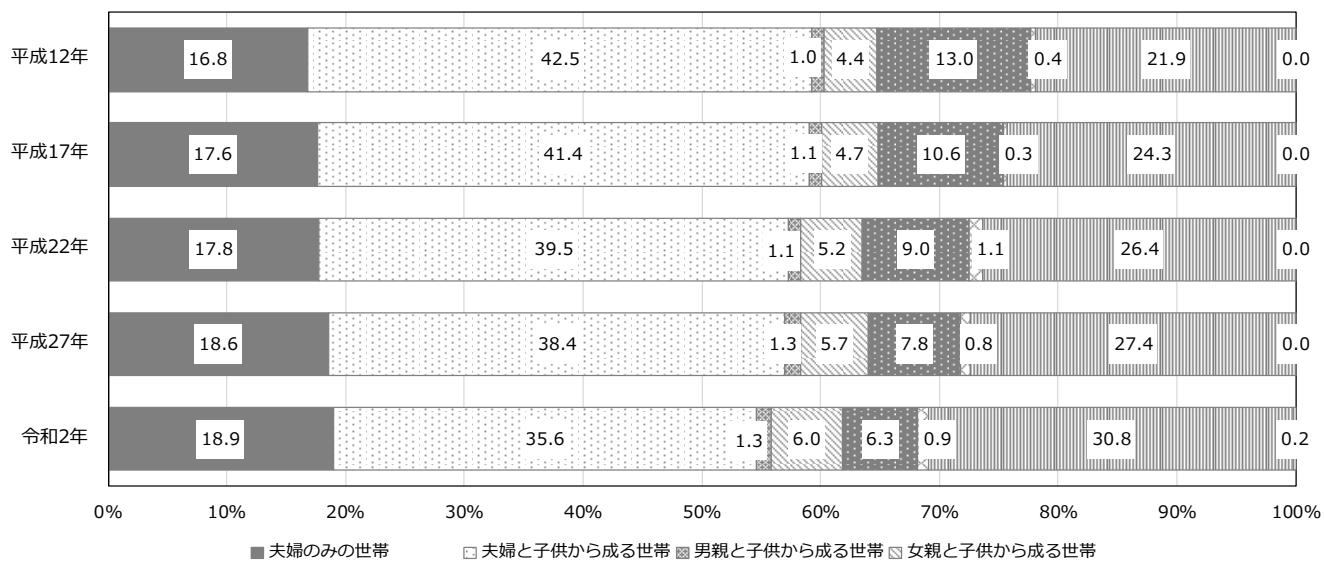
世帯数、人口は年々増加していますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成17(2005)年以降は3人を下回っています。

世帯構成は、単独世帯が増加傾向にあり、平成12(2000)年の21.9%から令和2(2020)年では30.8%に増加しています。

図表5 人口・世帯数・1世帯あたり人員の推移



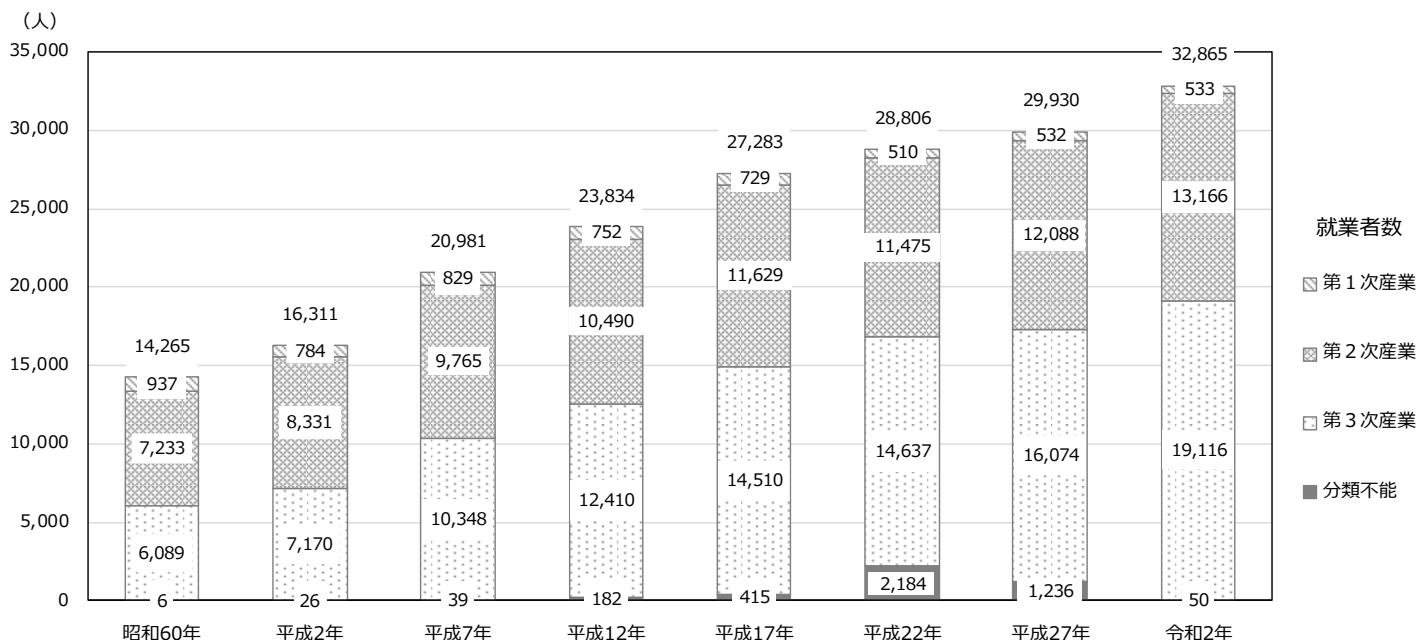
図表6 家族類型別割合（世帯構成）



③ 産業別就業者数

就業者数は年々増加しており、令和2(2020)年は約3万2千人で、産業別では第3次産業が19,116人と最も多く、次いで第2次産業の13,166人となっています。

図表7 産業別就業者数



出典：国勢調査（各年）

2 自殺に係るデータ

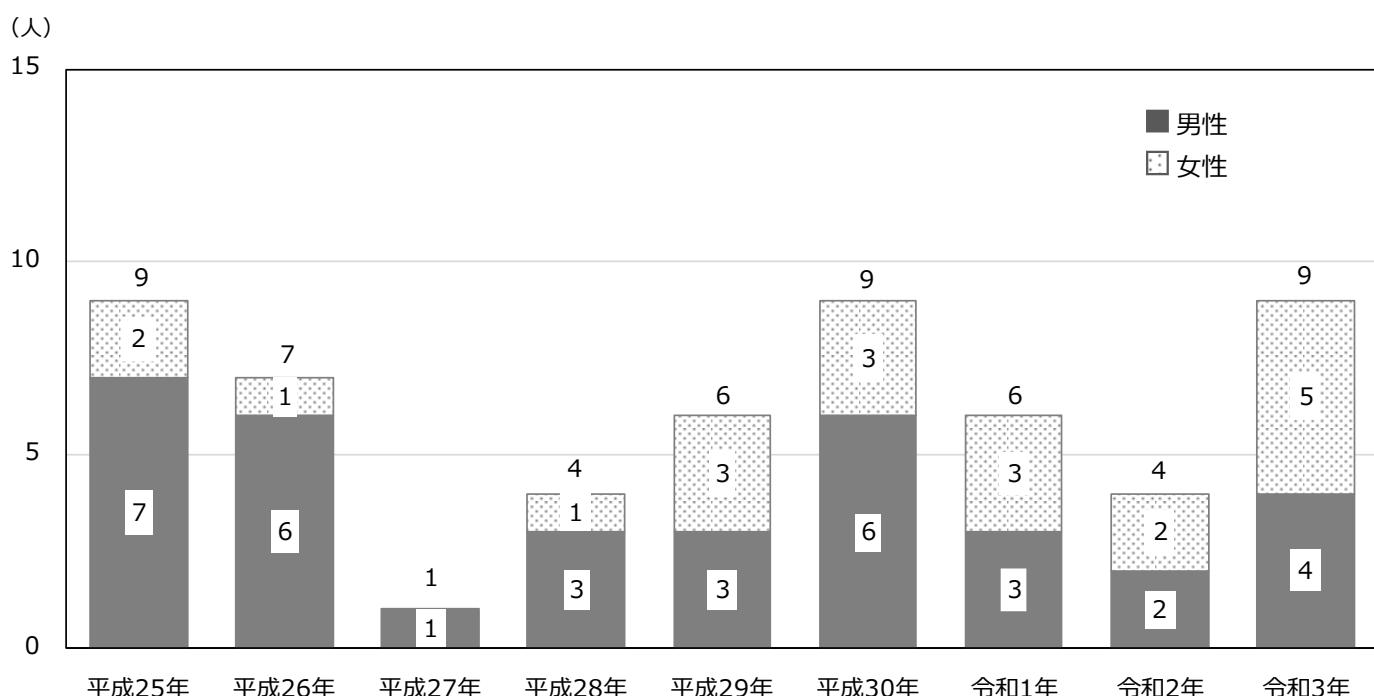
① 自殺者数・自殺死亡率

本市の自殺者数は10人以内で推移しており、平成25(2013)年から令和3(2021)年までの総数は55人となっています。

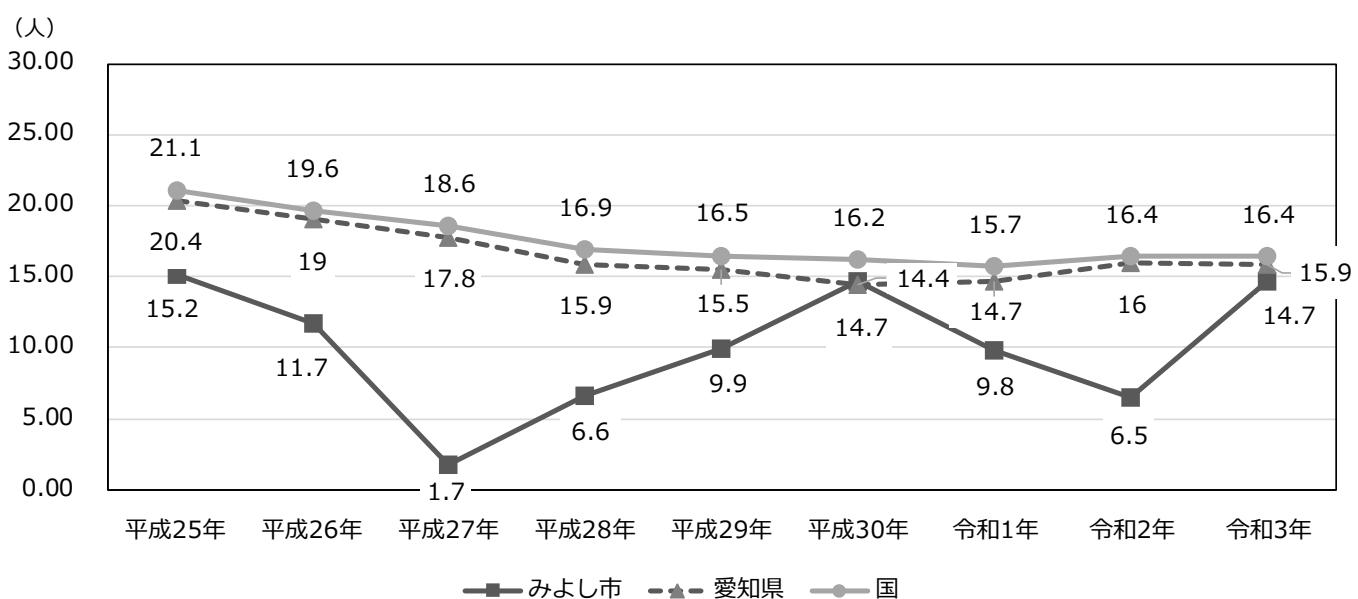
また令和3(2021)年の本市の自殺死亡率は人口10万人当たりで14.7となっており、国や県よりやや下回っています。

以下、出典の明記がないものは「地域における基礎資料」「厚生労働省自殺対策推進室」から参照したものです。

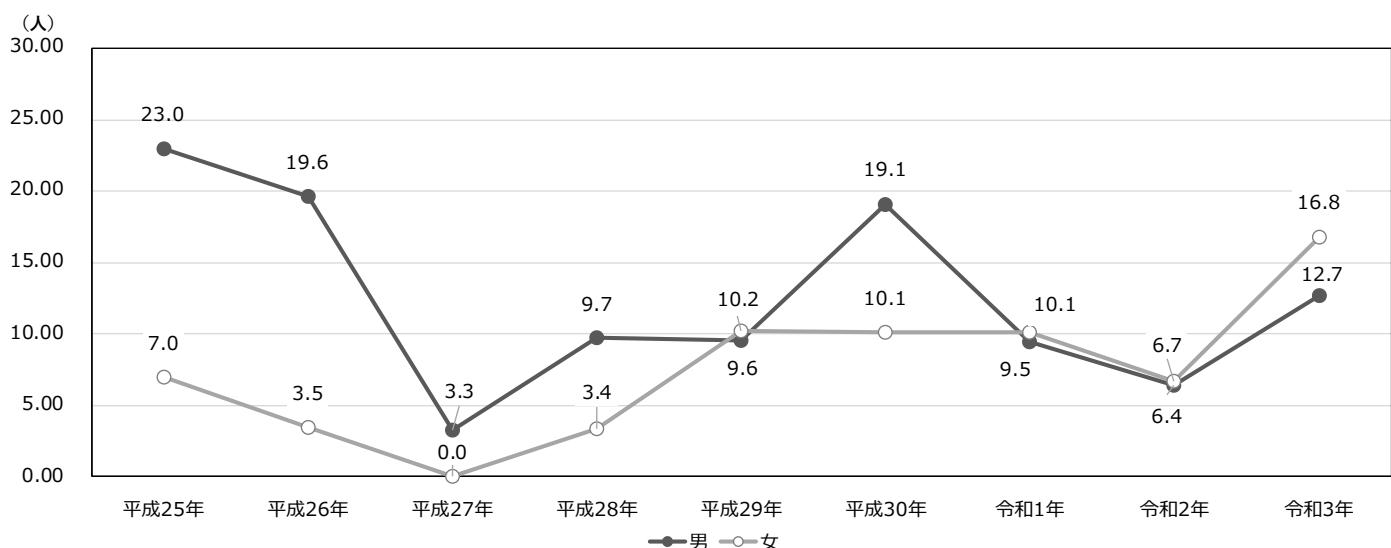
図表8 自殺者数（みよし市）



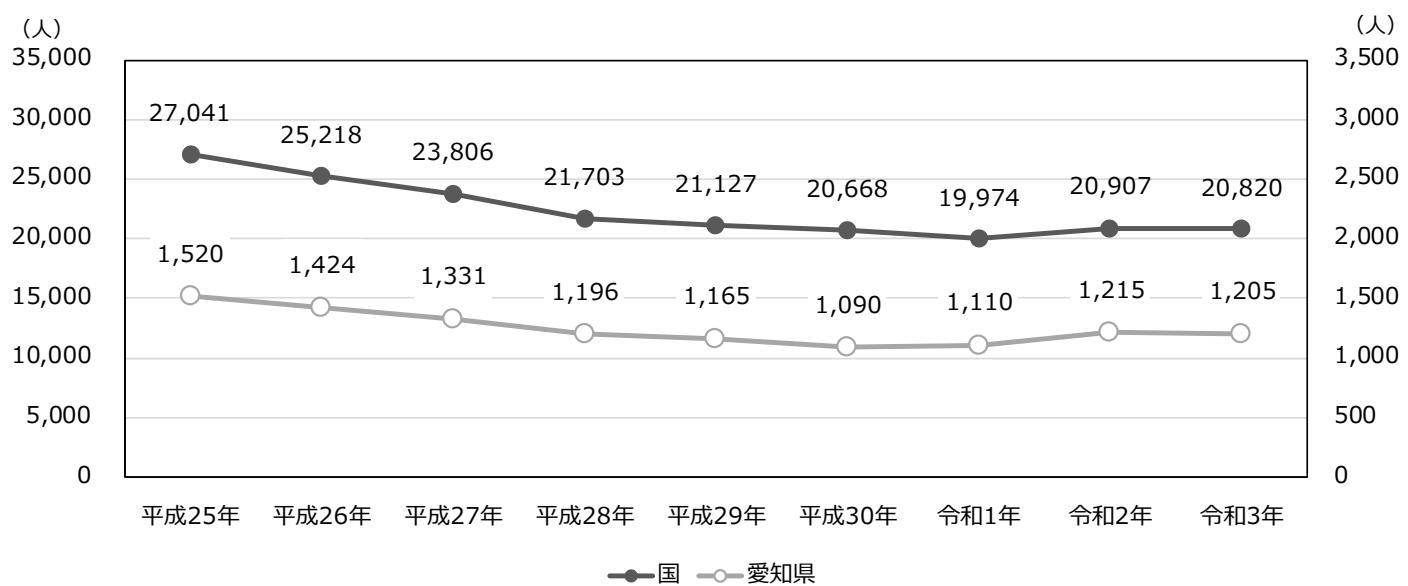
図表9 自殺死亡率（人口10万人対）の推移



図表10 性別自殺死亡率（人口10万人対）の推移（みよし市）



図表11 自殺者数（国・愛知県）

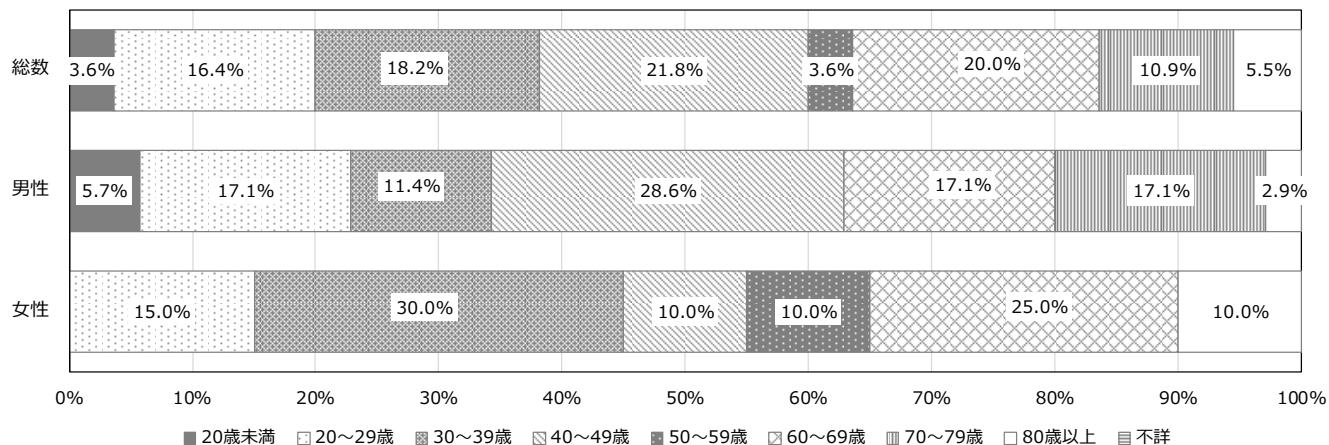


② 年代別自殺状況

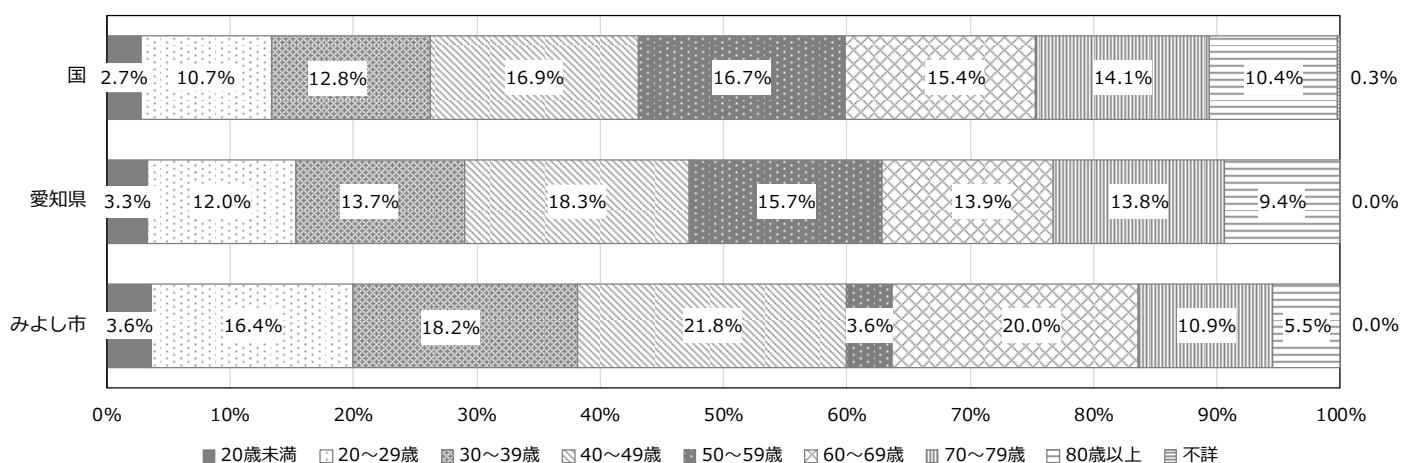
年代別では、平成25(2013)年から令和3(2021)年までに女性の20歳未満の自殺死亡者はみられません。

年代別の割合を国や愛知県と比較すると、30歳代・40歳代・60歳代は、国や愛知県を上回っており、50歳代においては国や愛知県を下回っています。

図表12 みよし市の年代別男女別自殺死亡者割合（平成25(2013)年～令和3(2021)年総数）



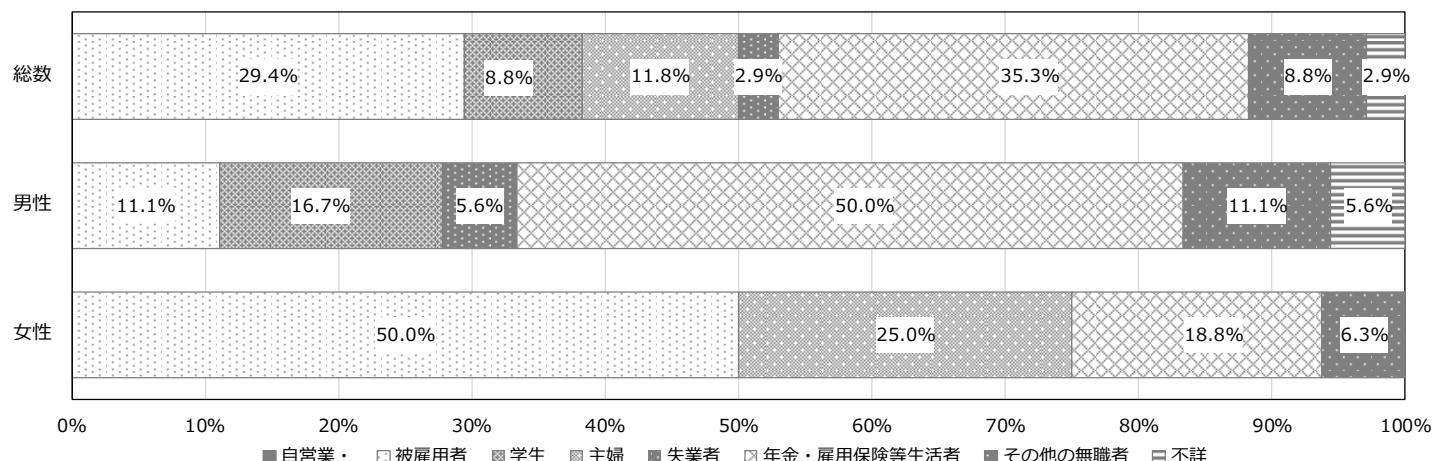
図表13 年代別自殺死亡者割合の国・愛知県との比較（平成25(2013)年～令和3(2021)年総数）



③ 職業別自殺状況

職業別では、「年金・雇用保険等生活者」の割合が多く、男女別では男性では「年金・雇用保険等生活者」、女性は「被雇用者」の割合が多くなっています。

図表14 職業別自殺者割合（平成29(2017)年～令和3(2021)年総数）

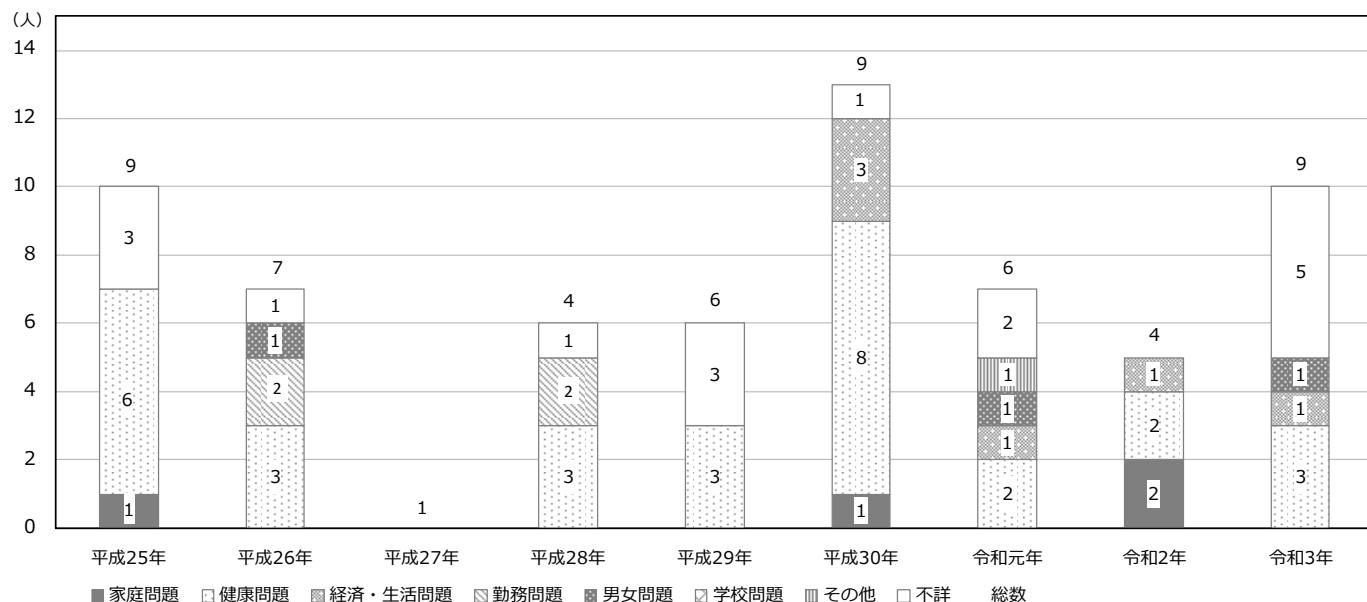


④ 原因・動機別自殺状況

原因・動機別自殺状況では、各年で「健康問題」の件数が多くなっています。(平成27年度の原因・動機は不明)

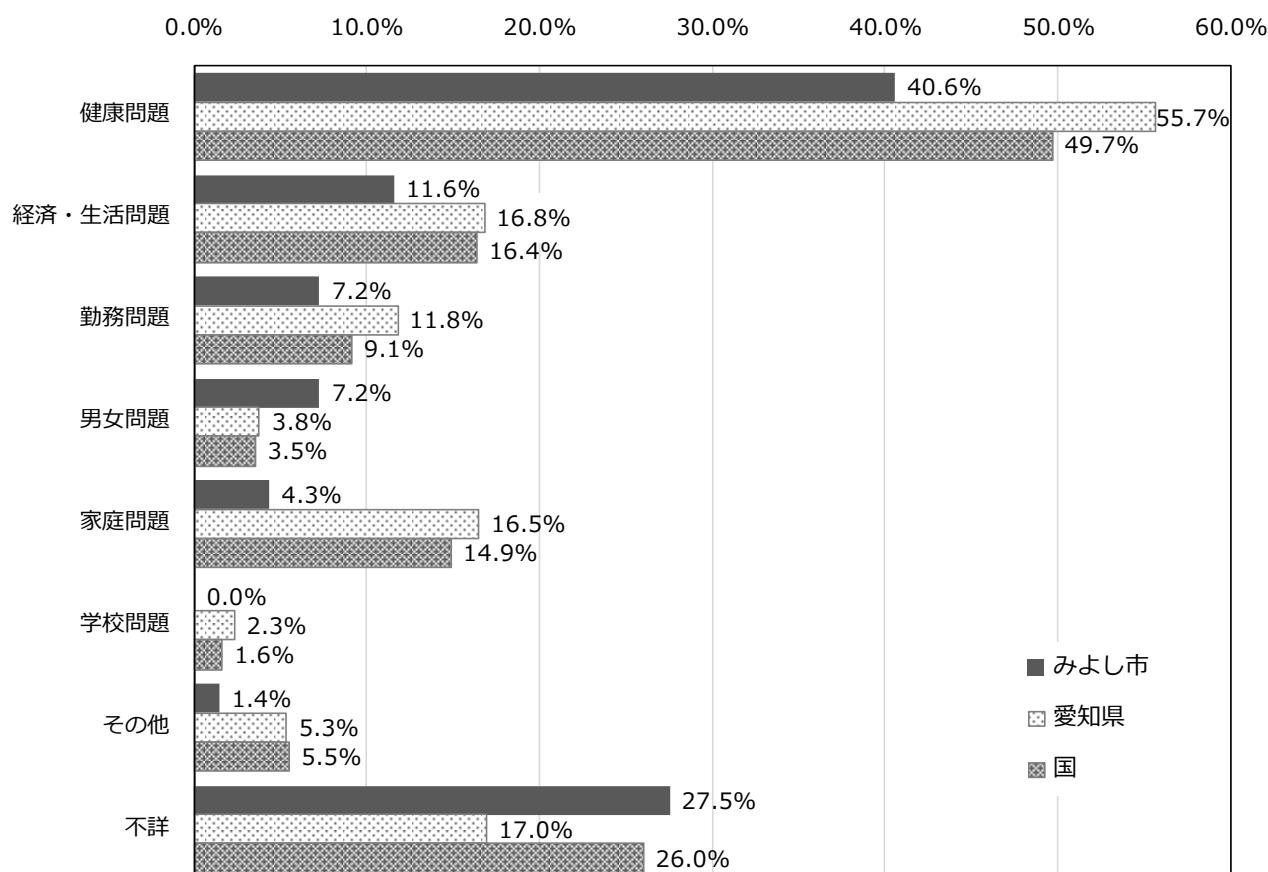
国や愛知県との比較を平成25(2013)年から令和3(2021)年までの総数をみると、本市は「男女問題」で上回っており、「家庭問題」、「健康問題」で大きく下回っています。

図表15 原因別自殺者数（複数原因あり）



※複数要因のため、総数と累計が異なる場合があります

図表16 原因別自殺者割合の比較（平成25（2013）年～令和3（2021）年総数）



3 地域自殺実態プロファイル（2022）抜粋

みよし市重点パッケージ

図表17

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 子ども・若者 勤務・経営 無職者・失業者
---------	--------------------------------------------

地域の主な自殺者の特徴

図表18 地域の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）<特別集計（自殺日・住居地）>

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 60歳以上無職同居	7	20.6%	45.7	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:女性 20～39歳有職同居	4	11.8%	24.2	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位:女性 20～39歳無職同居	3	8.8%	22.1	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
4位:女性 60歳以上無職同居	3	8.8%	12.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上無職独居	2	5.9%	102.2	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率（10万対）

図表19

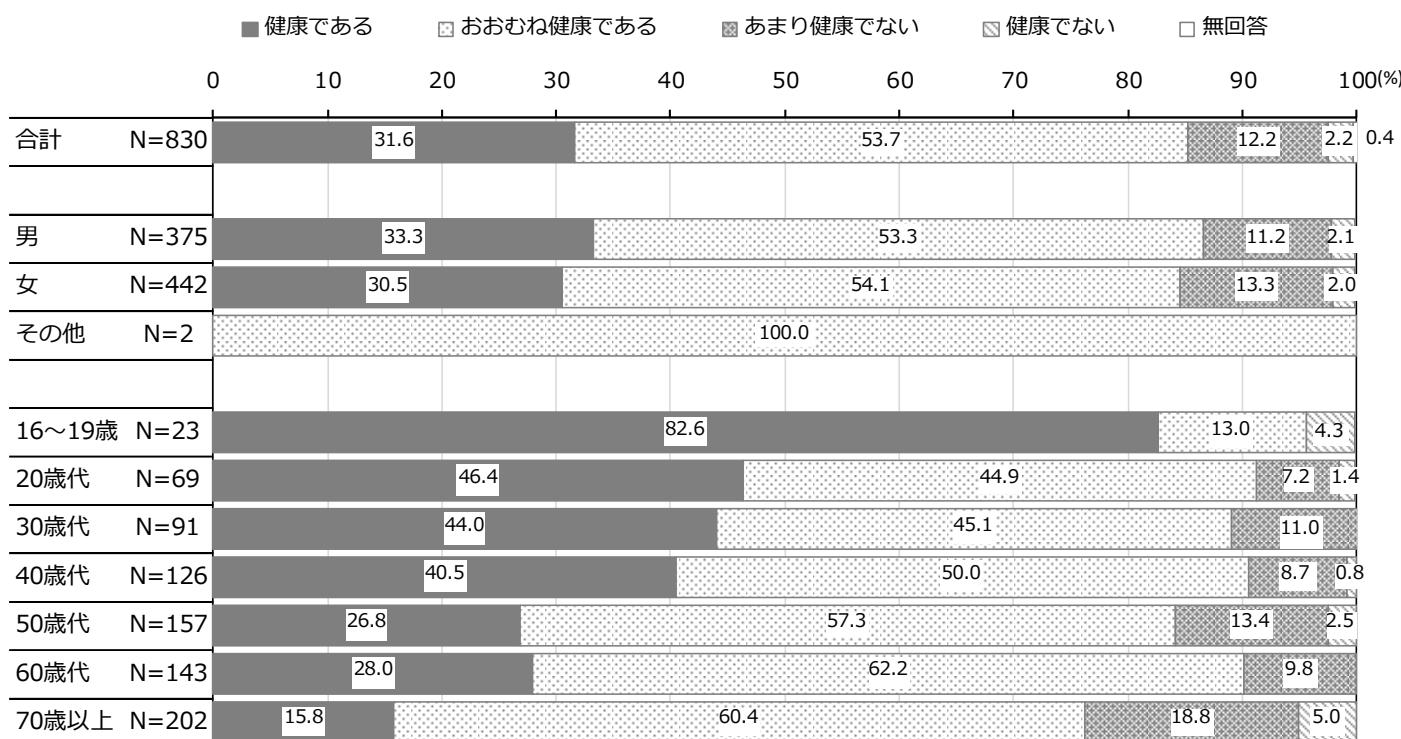
2017～2021年平均	割合		自殺死亡率(10万対)	
	みよし市	全国	みよし市	全国
総数	100.0%	100.0%	11.13	16.25
男性	52.9%	68.1%	11.46	22.67
女性	47.1%	31.9%	10.77	10.14
男性	20歳未満	5.9%	2.0%	5.66
	20歳代	5.9%	7.7%	10.03
	30歳代	2.9%	9.1%	4.74
	40歳代	11.8%	12.1%	15.08
	50歳代	0.0%	11.9%	0.00
	60歳代	11.8%	9.6%	28.01
	70歳代	11.8%	9.0%	31.29
	80歳以上	2.9%	6.4%	18.94
女性	20歳未満	0.0%	1.2%	0.00
	20歳代	8.8%	3.5%	17.66
	30歳代	14.7%	3.4%	27.27
	40歳代	2.9%	4.9%	3.86
	50歳代	5.9%	4.9%	10.46
	60歳代	11.8%	4.5%	28.92
	70歳代	0.0%	5.2%	0.00
	80歳以上	2.9%	4.4%	13.55

4 アンケートからみる現状

① 健康と普段の生活について

■からだの健康について、「健康である」(31.6%)と「おおむね健康である」(53.7%)を合わせた『健康』である人は85.3%となっています。年代別で見ると「健康である」の割合は年齢が高くなるにつれ低くなる傾向にあります。【図表20】

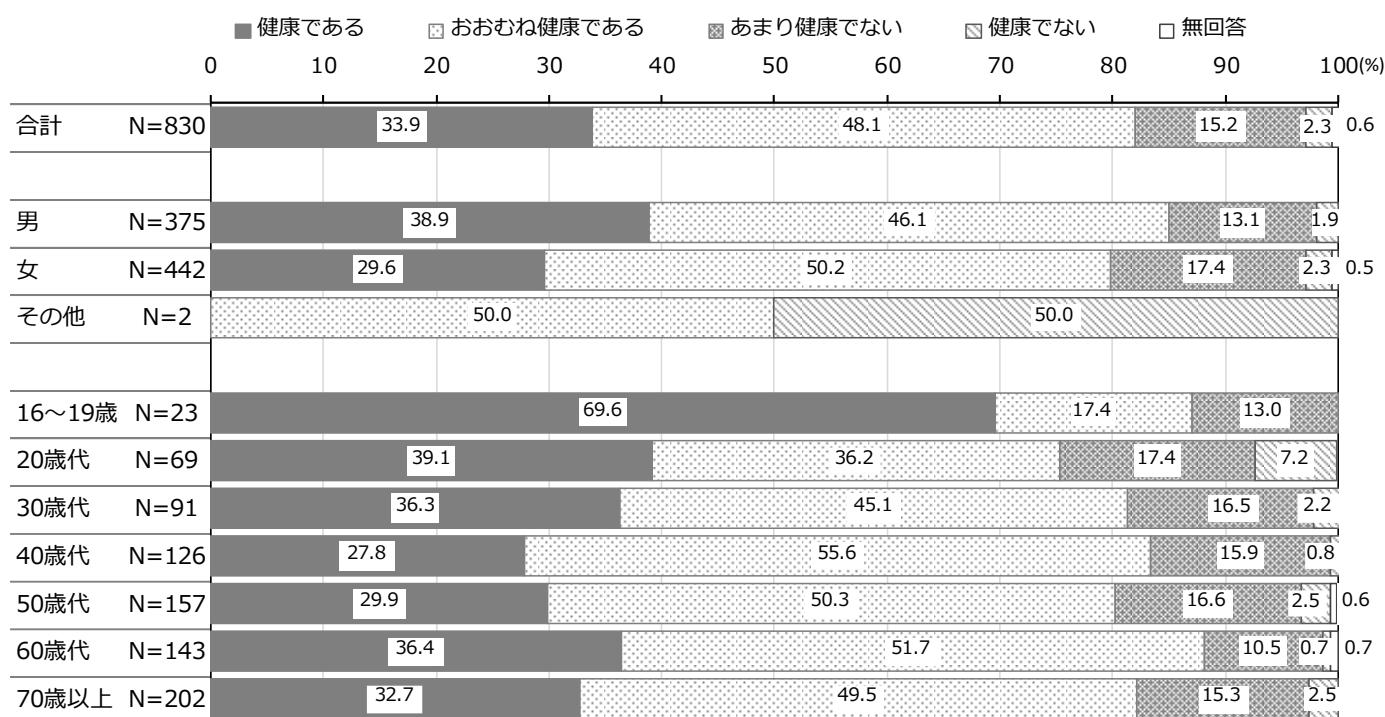
図表20 あなたの現在のからだの健康状態についてどのように感じていますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート（令和5（2023）年）

■こころの健康状態について、「健康である」(33.9%)と「おおむね健康である」(48.1%)を合わせた『健康』である人は82.0%となっています。年齢別でみると20歳代のみ『健康』である人の割合が80%以下となっています。【図表21】

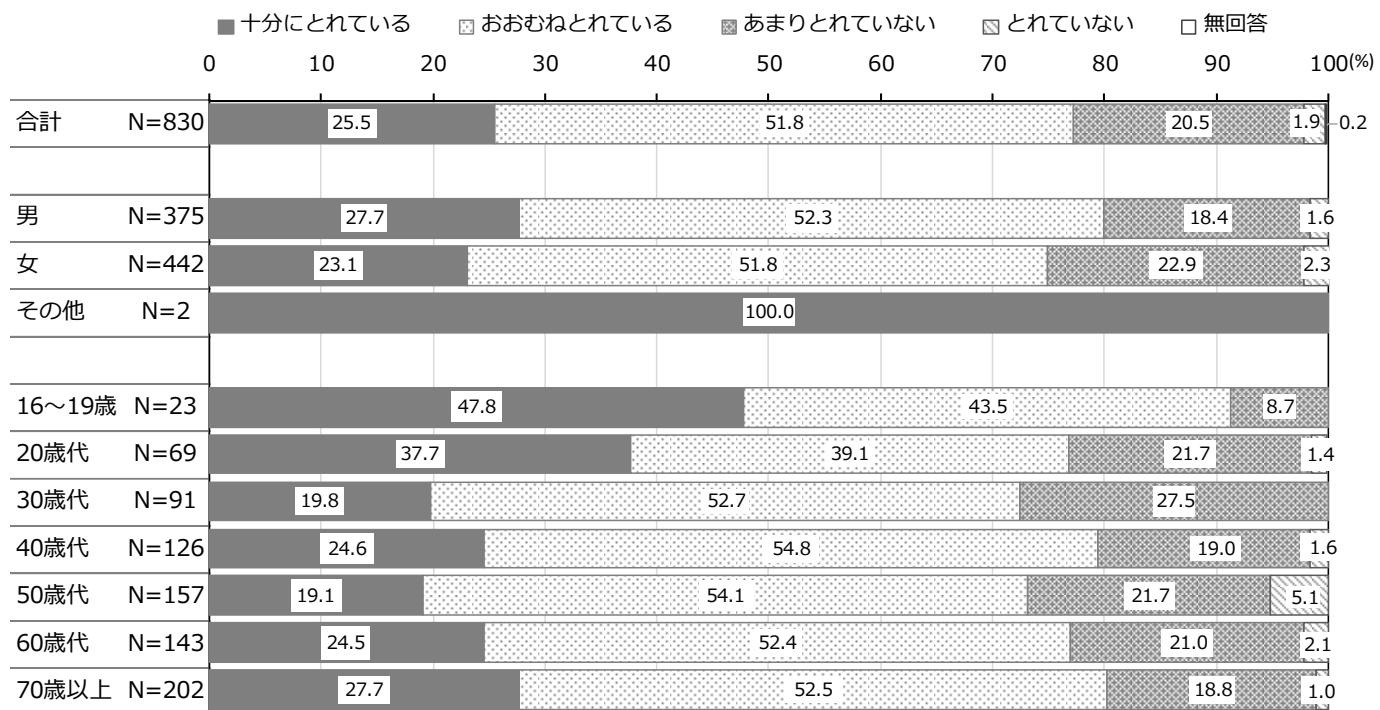
図表21 あなたの現在のこころの健康状態についてどのように感じていますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■睡眠の状況について、「十分にとれている」(25.5%)と「おおむねとれている」(51.8%)を合わせた『睡眠がとれている』人は77.3%となっています。年代別でみると30歳代で「あまりとれていない」が27.5%と他の年代より高く、50歳代で「とれていない」が5.1%で最も高くなっています。【図表22】

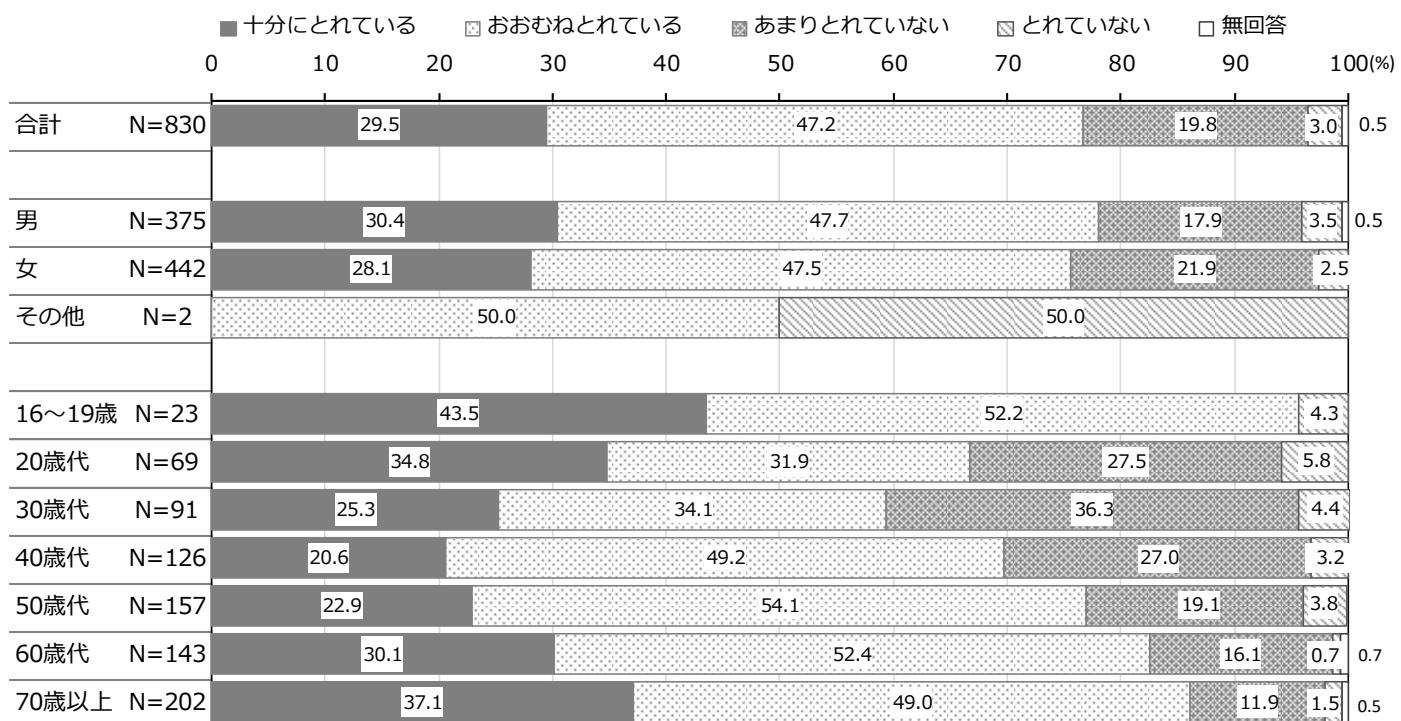
図表22 あなたは、この1か月間くらいで、十分に睡眠がとれていますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■休養の取得について、「十分にとれている」(29.5%)と「おおむねとれている」(47.2%)を合わせた『休養がとれている』人は76.7%となっています。年代別でみると、30歳代で『休養がとれていない』人(「あまりとれていない」と「とれていない」を合わせた割合)が他の年代よりも高くなっています。【図表23】

図表23 あなたは、この1か月間くらいで、十分に休養がとれていますか

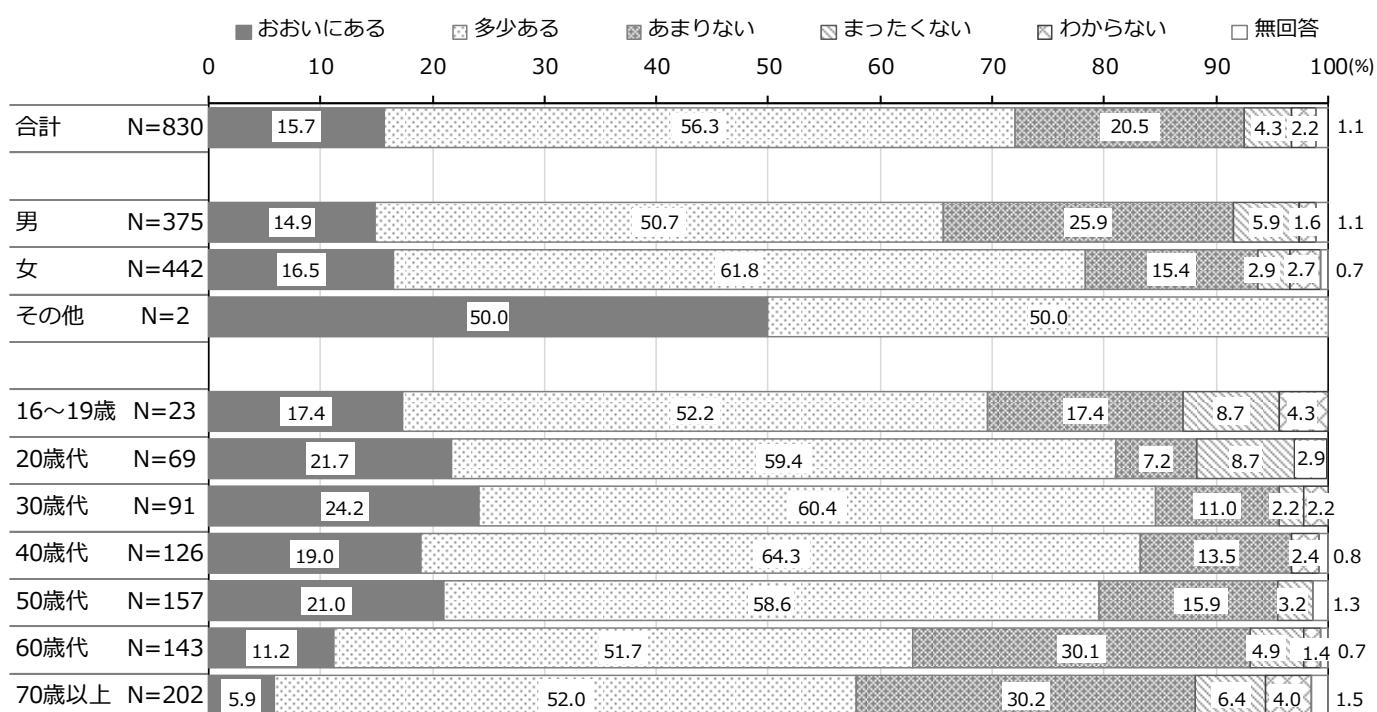


出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

② 悩みやストレスについて

■不満、悩み、苦労、ストレスなどについて、「おおいにある」(15.7%)と「多少ある」(56.3%)を合わせた『ストレスがある』人の割合は72.0%となっています。また、男性よりも女性の方が『ストレスがある』人の割合が高くなっています。年代別でみると、20歳代～50歳代は『ストレスがある』ひとの割合が高くなっています。【図表24】

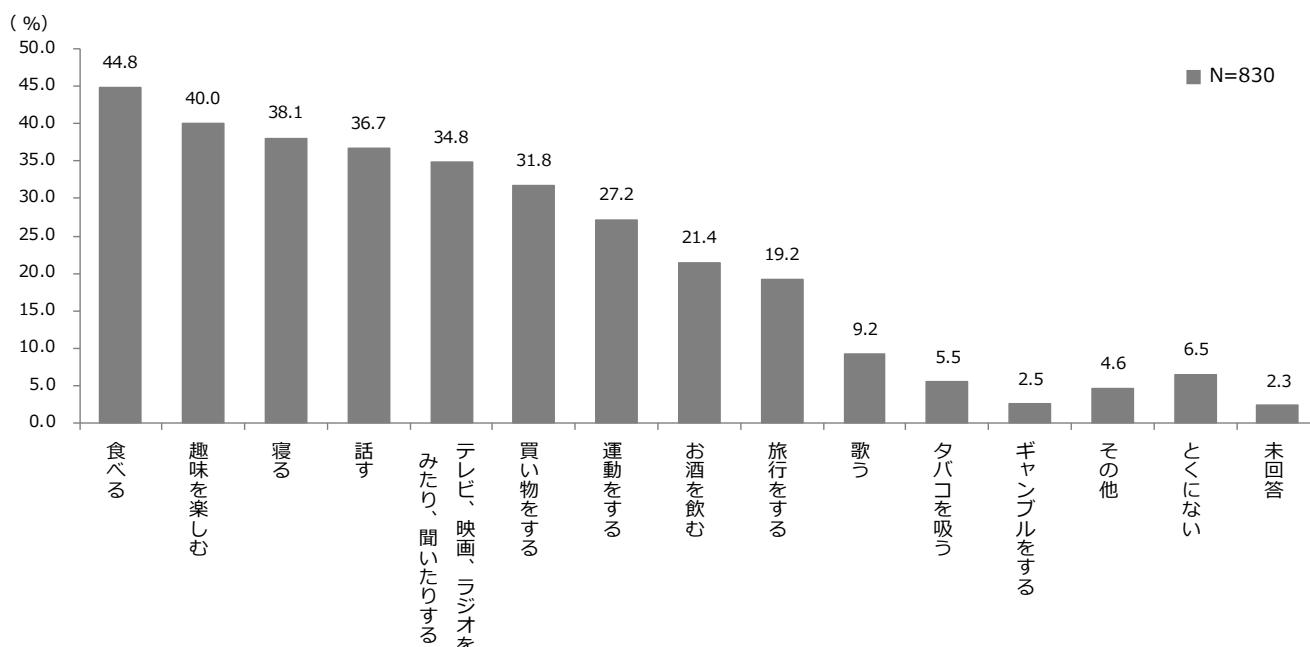
図表24 あなたはこの1か月間に日常生活で不満、悩み、苦労、ストレスなどがありましたか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■不満、悩み、苦労、ストレスの解消方法について、「食べる」(44.8%)が最も多く、次いで「趣味を楽しむ」(40.0%)、「寝る」(38.1%)、「話す」(36.7%)「テレビ、映画、ラジオをみたり、聞いたりする」(34.8%)となっています。【図表25】

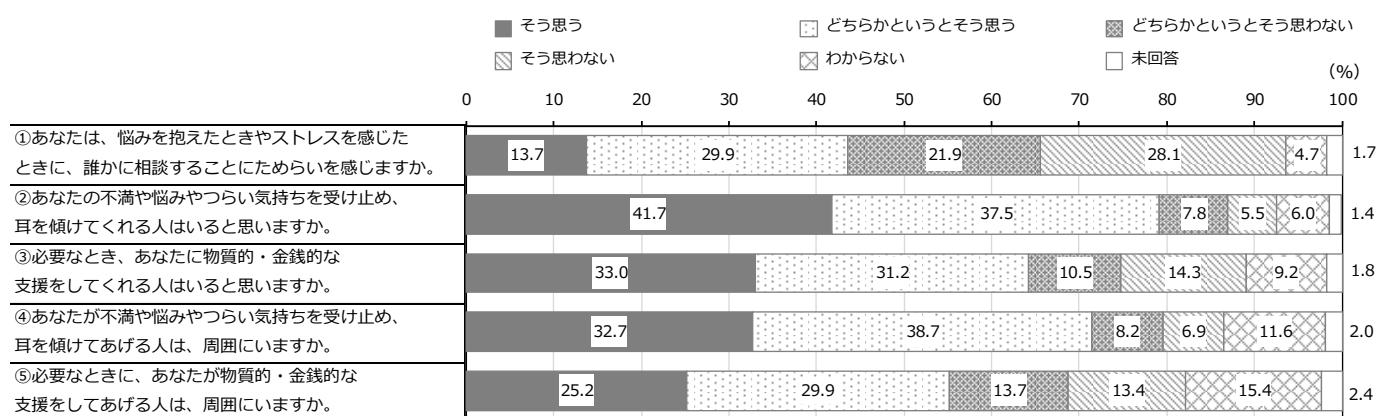
図表25 あなたは日常生活の不満、悩み、ストレスを解消するためにどのようなことをしますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■自身の悩みやストレスを誰かに相談することについて、ためらいを感じる人（「そう思う」(13.7%)と「どちらかというとそう思う」(29.9%)を合わせた割合）は43.6%となっています。一方で、自身の不満や悩みなどに耳を傾けてくれる人がいる人（「そう思う」(41.7%)と「どちらかというとそう思う」(37.5%)を合わせた割合）は79.2%となっています。【図表26】

図表26 あなたは、以下の質問についてどのように思いますか



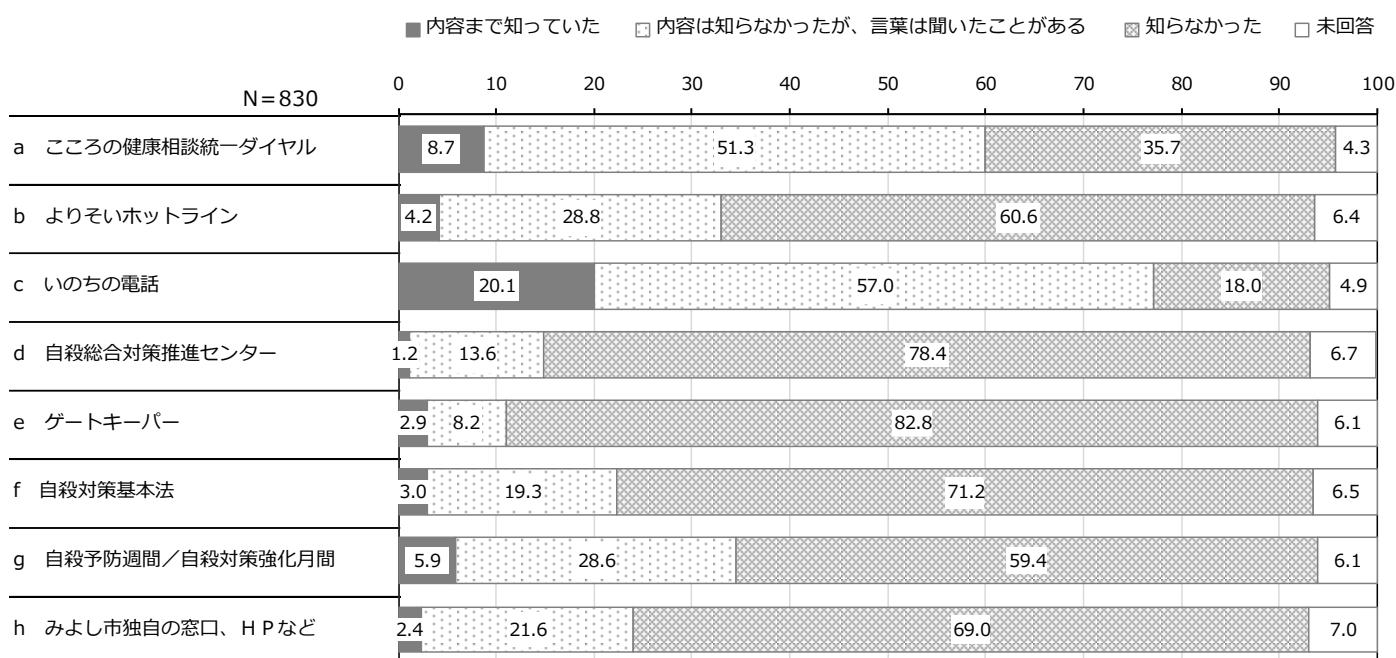
出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

③ 自殺やうつに対する認識・考えについて

■自殺対策に関する事柄について、「内容まで知っていた」「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」を合わせた『知っている』人の割合は、「いのちの電話相談」(77.1%)、「こころの健康相談統一ダイヤル」(60.0%)が高く、知名度があることがうかがえますが、一方で「ゲートキーパー」(11.1%)「自殺総合対策推進センター」(14.8%)については知っている人が約1割となっています。

【図表27】

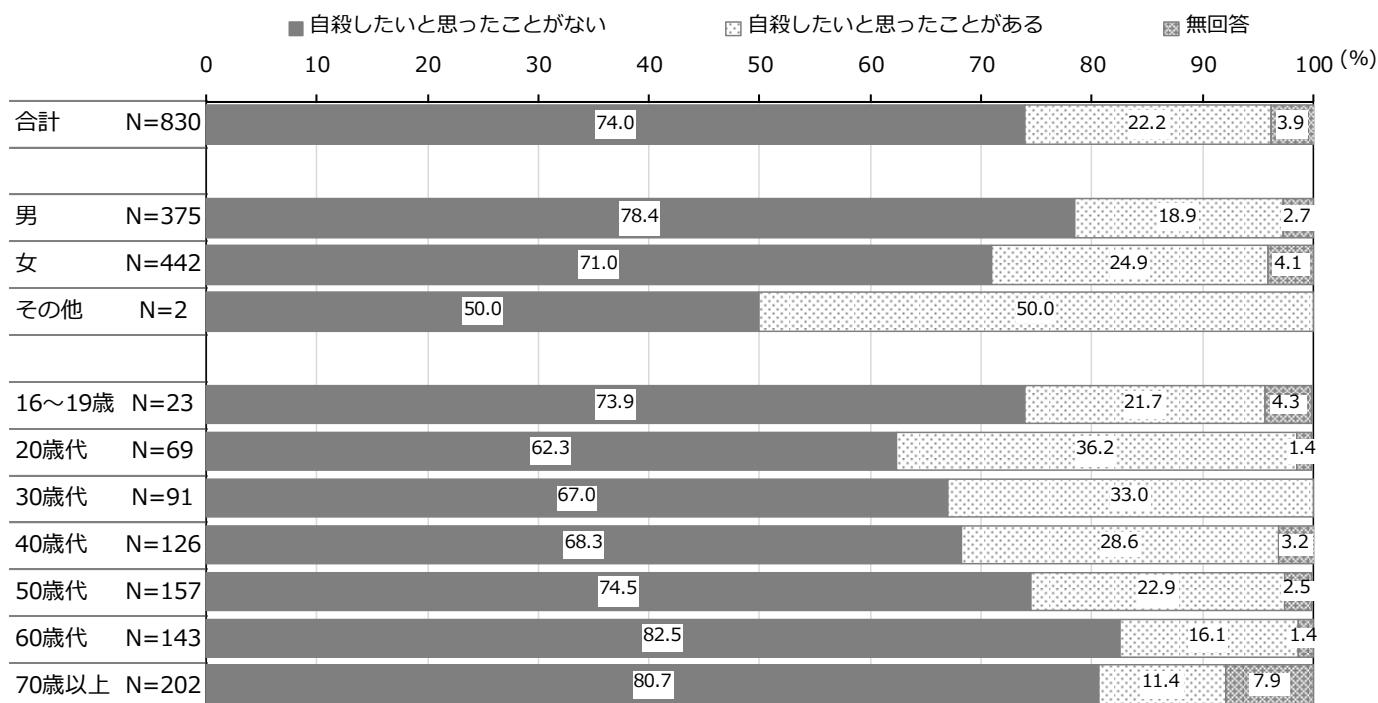
図表27 あなたは、自殺対策に関する以下の事柄について知っていますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート（令和5（2023）年）

■自殺を考えたことがある人の割合は22.2%となっています。性別で見ると男性(18.9%)よりも女性(24.9%)の人が多く、年代別では20歳代(36.2%)が最も多くなっています。【図表28】

図表28 あなたは、これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがありますか



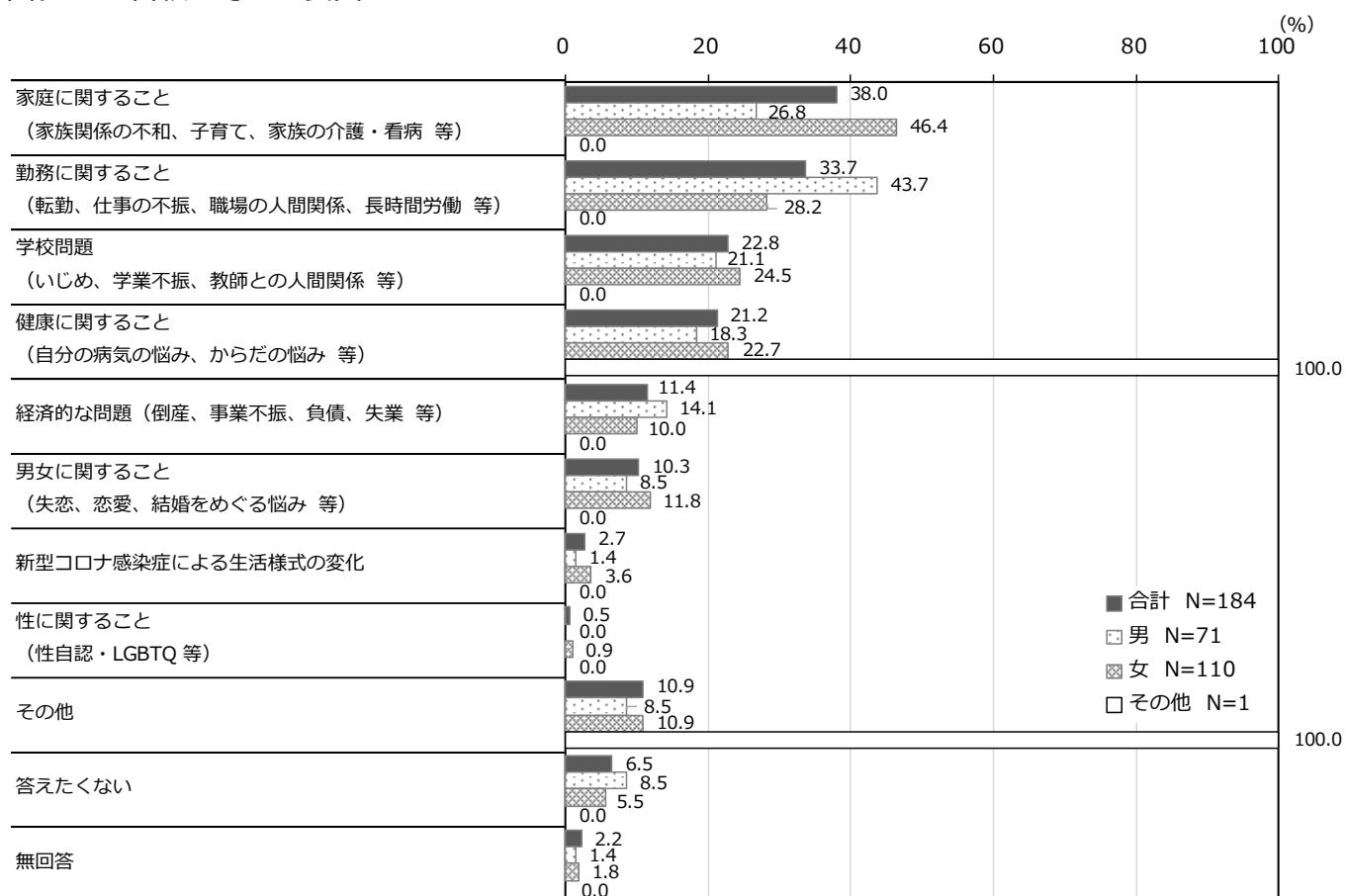
出典：みよし市こころの健康に関するアンケート（令和5（2023）年）

■自殺を考えた要因について、男性は「勤務に関するここと(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)」(43.7%)、「家庭に関するここと(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病)」(26.8%)が多く、女性は「家庭に関するここと(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病)」(46.4%)、「勤務に関するここと(転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等)」(28.2%)が多くなっています。

「新型コロナ感染症による生活様式の変化」は割合としては少なくなっていますが、男女別で見ると女性の割合が多くなっています。

【図表29】

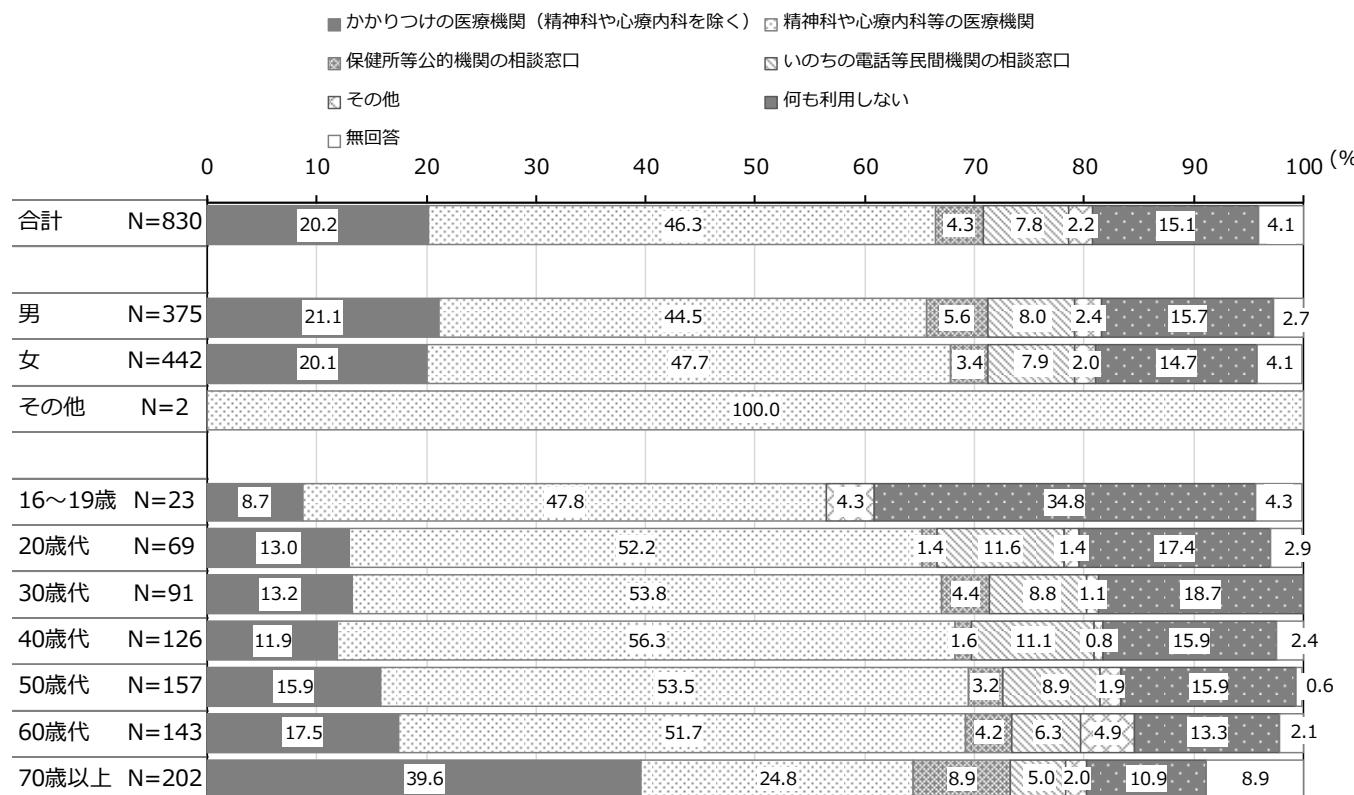
図表29 自殺を考えた要因



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■自分自身のうつ病のサインに気が付いた場合、利用したい専門相談窓口は「精神科や心療内科等の医療機関」(46.3%)が最も多く、次いで「かかりつけの医療機関(精神科や心療内科を除く)」(20.2%)となっています。一方で「何も利用しない」が15.1%となっています。【図表30】

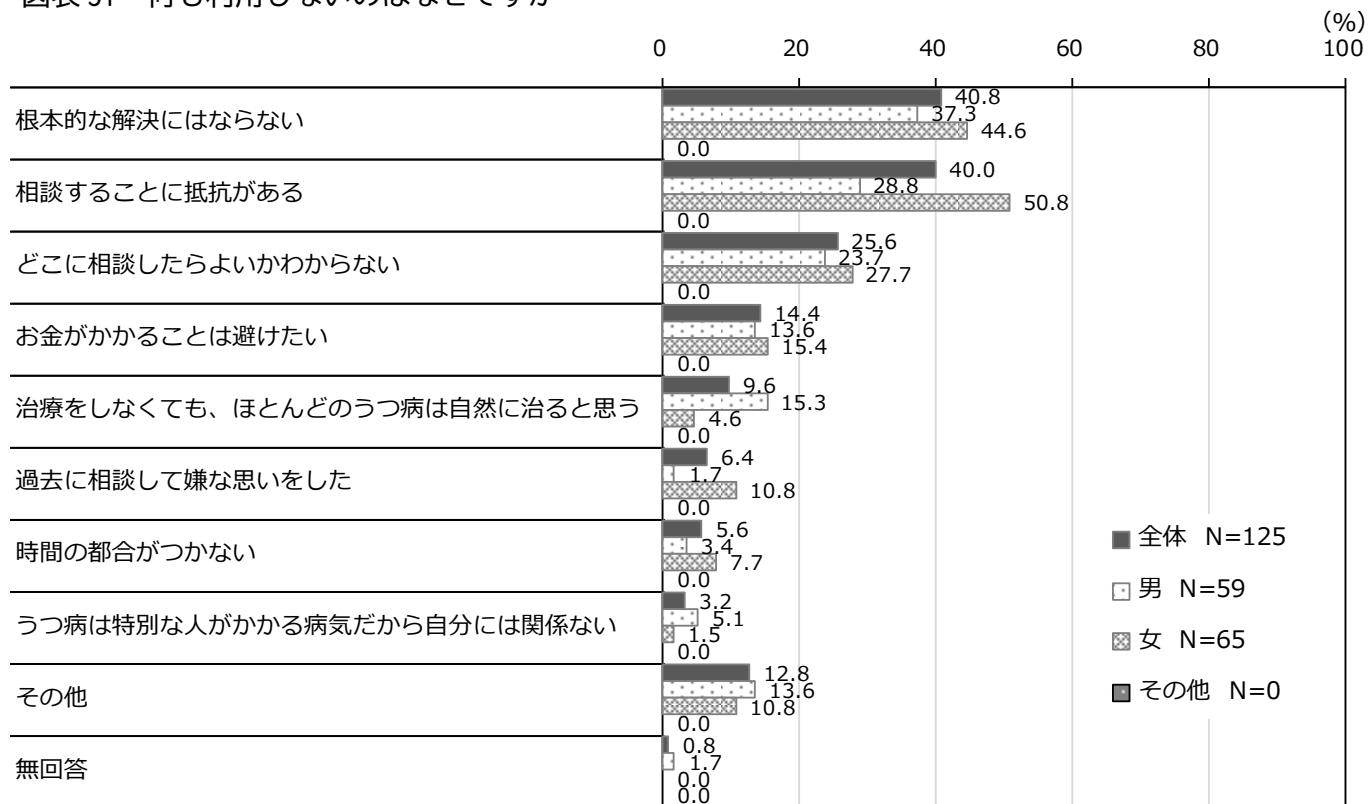
図表30 あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気が付いた場合、以下の専門相談窓口のうち、どれを利用したいと思いますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

■専門相談窓口を利用しない理由としては、「根本的な解決にならない」(40.8%)が最も多く、次いで「相談することに抵抗がある」(40.0%)となっています。また女性では「相談することに抵抗がある」が50.8%で、男性よりも22.0%多くなっています。【図表31】

図表31 何も利用しないのはなぜですか

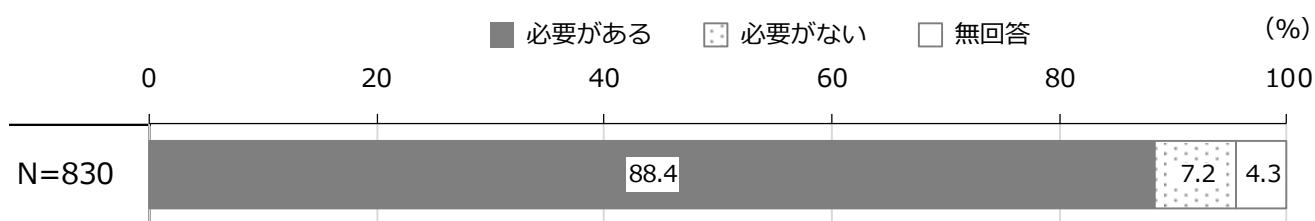


出典：みよし市こころの健康に関するアンケート(令和5(2023)年)

④ 自殺対策全般について

■自殺対策を社会的な取組として実施する必要性について、「必要がある」が88.4%、「必要がない」が7.2%となっています。【図表32】

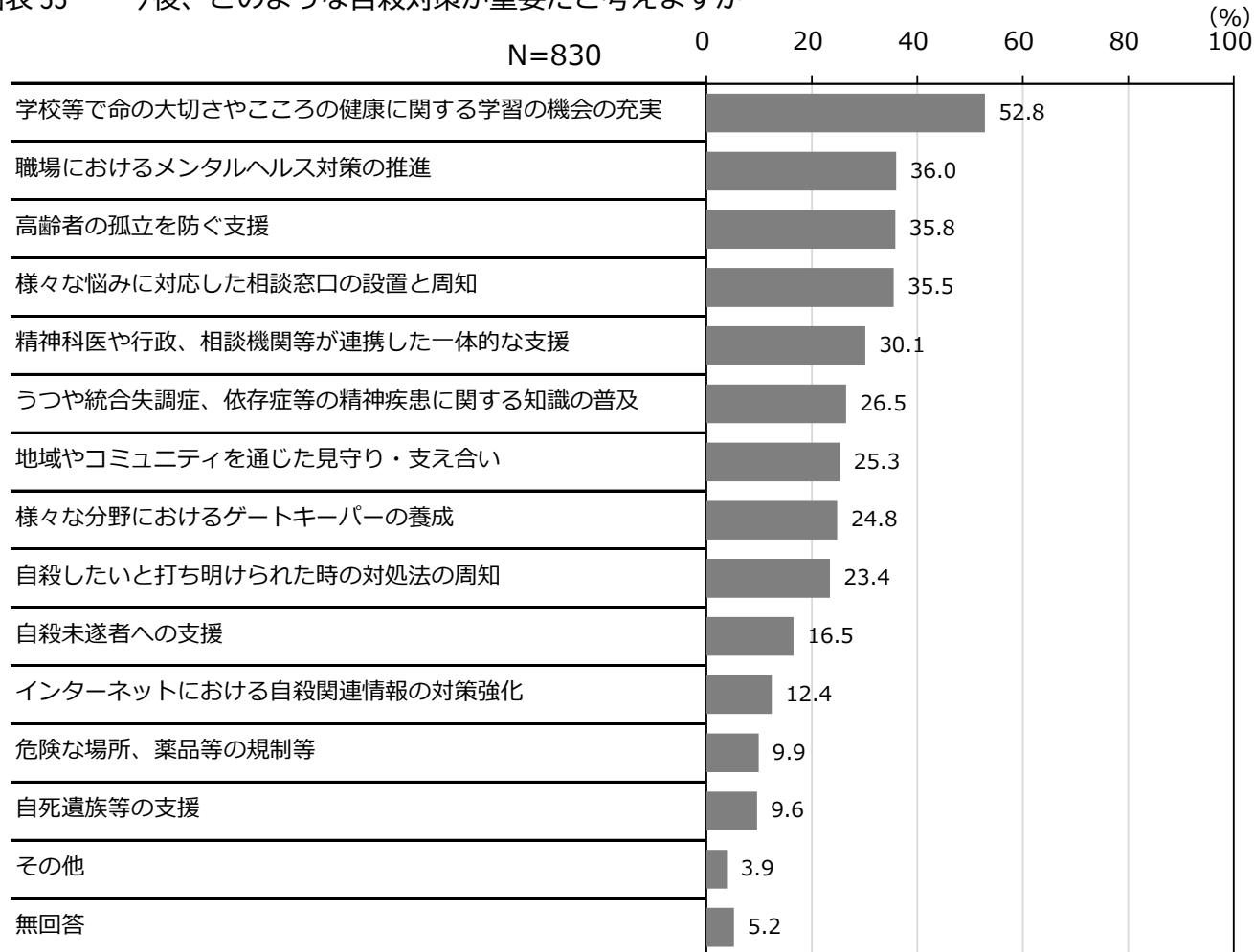
図表32 自殺対策は社会的な取組として実施する必要があると思いますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート（令和5（2023）年）

■必要な自殺対策としては、「学校等で命の大切さやこころの健康に関する学習の機会の充実」（52.8%）が最も多く、次いで「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」（36.0%）、「高齢者の孤立を防ぐ支援」（35.8%）、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置と周知」（35.5%）となっています。【図表33】

図表33 今後、どのような自殺対策が重要だと考えますか



出典：みよし市こころの健康に関するアンケート（令和5（2023）年）

5 前期計画の評価

(1) 評価指標

計画の評価をするために、以下のとおり指標を設定しましたが、特に「ゲートキーパーの養成数」が目標を大きく下回る結果となりました。また勤務に関することで自殺したいと思ったことがある人の割合が増えています。

主な施策分野	指標の内容	現状値 (2018年度)	目標値 (2023年度)	結果 (2023年度)
地域におけるネットワークの強化	みよし市保健対策推進協議会の開催	年1回開催	現状維持	現状維持
市民一人一人の気づきと見守りの推進	こころの講演会の開催	年1回開催	現状維持	現状維持
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	ゲートキーパーの養成数	—	500人以上	194人
地域全体の自殺リスクの低下	1年以内に自殺したいと思ったことがある人の割合(市民アンケート)	27.5%	20%以下	24.5%
生きることへの促進要因への支援	養育支援訪問事業	未実施	実施	実施
こども・若者の自殺対策の推進	困った時に助けをお願いができる子どもの割合(レジリエンス教育アンケート)	60%	70%以上	67%
勤務問題による自殺対策の推進	勤務に関することで自殺をしたいと思ったことがある人の割合(市民アンケート)	22.8%	17.8%以下	33.7%

(2) 計画掲載事業の実施状況

みよし市自殺対策計画に掲載する101事業の実施状況については次のとおりで、概ね計画に沿って事業を実施することができました。

掲載事業	達成度				
	◎	○	△	×	評価不可
101事業	85%	1%	8%	3%	3%

◎：当初の予定通り実施できた（80%相当）

○：おおむね実施できた（60%から80%未満）

△：実施は不十分だった（60%未満）

×：実施できなかった

評価不可：新型コロナ感染拡大の為中止した事業等、評価ができなかったもの

6 みよし市の現状・課題と対策

次のような課題を踏まえ、第2期計画の内容に反映します。

現状・課題	対策
<p>【自殺に係るデータより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数は概ね横ばい傾向（図表8） ・自殺死亡率は国・県をやや下回って推移（図表9） ・性別自殺死亡率は「女性」が増加傾向（図表10） ・原因別自殺者割合では「健康問題」が多い（図表16） <p>【地域自殺実態プロファイル(2022年度)より】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点とすべき対象は「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」「無職者・失業者」の5つ（図表17） ・全国にくらべ、「女性」の自殺者の割合が多い（図表19） ・女性の自殺者割合を年代別でみると、30代、60代、20代の順に多い（図表19） <p>【市民アンケートより】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーの知名度は平成30(2018)年度(7.1%)に比べ上昇しているが、依然として低い割合となっている（図表27） ・自殺を考えた要因について、「家庭に関するここと」「勤務に関するここと」の割合が特に多い。また、「新型コロナ感染症による生活様式の変化」は割合としては少なかったが、男女別でみると女性の割合が多い（図表29） ・うつ病のサインに気づいたとき、何も利用しない割合が高く、理由としては「根本的な解決にならない」が最も多い（図表31） <p>【評価指標について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成数が目標を大きく下回っている ・勤務に関することで自殺をしたいと思ったことがある人の割合が増えている 	<p>【重点施策に反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに「女性」を重点対象に追加 ・「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」の重点対象を継続 <p>【政策の方向性と具体的な施策の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本政策として「自殺未遂者等への支援の充実」「自死遺族等への支援の充実」を追加 ・重点政策として「高齢者への自殺対策の推進」「女性への自殺対策の推進」「生活困窮者への自殺対策の推進」を追加 <p>【評価指標等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規で設定した政策の方向性について、評価指標を追加 <p>【事業や取組に反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成研修を更に充実 ・「健康」に関する取組を追加 ・ライフステージに合わせた取組を追加 ・女性が気軽に相談できる窓口を周知



第3章 計画の概要

1 基本理念

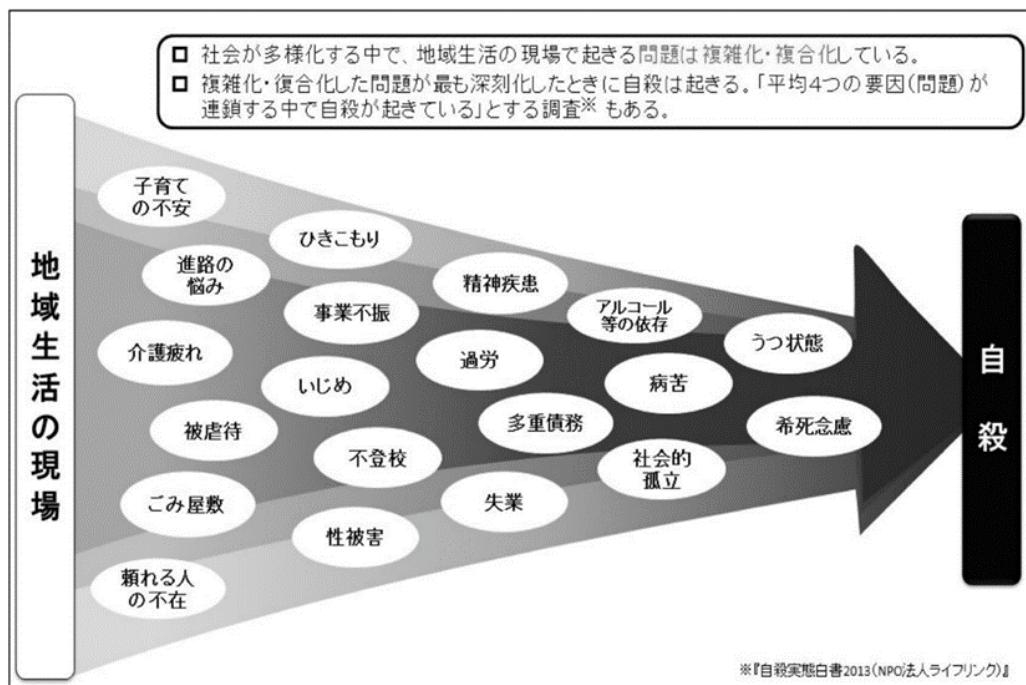
誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策では、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。

自殺対策の本質が“生きることの支援”にあることを改めて再認識し、「いのちを支える自殺対策」として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

図表34 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 数値目標

本市では、自殺対策を通じて最終的に「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を目指します。第2期計画においても、自殺対策を市全体で推進することにより、計画最終年度の令和10（2028）年度までに、年間自殺者数を0人とすることを市の目標とします。

3 基本方針

国の自殺総合対策大綱の基本方針等を踏まえて、本市における自殺対策の基本方針を以下のように設定します。

1 生きることへの包括的な支援の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員して、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で各施策を展開します。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要です。また、このような包括的な取組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、こうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

計画の推進にあたっては、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組み、生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策、孤独・孤立対策、こども家庭センター等との連携を図っていく必要があります。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組み」として、学校において児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように引き続き積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組みます。

⑤ 市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働の推進

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国、県、関係団体、民間団体、企業、市民一人一人が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、市民にも自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組むことが期待されます。

本市は、市民が一人一人の身近な行政主体として、国や県と連携しつつ、地域における各主体と緊密に連携・協働することで自殺対策を推進します。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

4 施策の体系



本市では、自殺総合対策推進センターが開発、公表した「地域自殺対策政策パッケージ」において取り組むべきとされている「6つの基本パッケージ」と、国が作成した「地域自殺実態プロファイル」等から勘案した本市の「5つの重点パッケージ」を踏まえ、地域の実情に合わせた「生きることの包括的な支援」を推進します。

基本パッケージ	重点パッケージ
① 地域におけるネットワークの強化	① 高齢者への自殺対策の推進
② 自殺対策を支える人材の育成	② 女性への自殺対策の推進
③ 住民への啓発と周知	③ こども・若者への自殺対策の推進
④ 自殺未遂者等への支援の充実	④ 生活困窮者への自殺対策の推進
⑤ 自死遺族等への支援の充実	⑤ 勤務問題による自殺対策の推進
⑥ 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	



第4章 自殺対策の取組み

施策1 地域におけるネットワークの強化



自殺対策は健康や福祉だけでなく、労働や教育、環境等多角的にとらえていかなければなりません。誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるようにするために、関係機関との連携を強化し、本市全体での取組みとして自殺対策を推進します。

(1) 関係機関との連携とネットワークの強化

事業	取組み内容	関係部署
地区コミュニティ活動推進事業	地区コミュニティ活動を推進することで、地域住民同士のコミュニティやネットワークを強化し、地域での孤立防止を図ります。	協働推進課
地域支え合い体制づくり事業	行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の把握に努め、地域の関係機関等による緊急連絡体制及び支援体制の構築を図り、認知症高齢者等とその家族を支援します。	長寿介護課
障がい者自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを活用し、自殺対策について話し合う機会を設けます。	福祉課
保健対策推進協議会の開催	医療・保健・福祉等に関する機関とのネットワークを活用し、健康の保持増進、健康づくりに関する事項について審議するとともに、自殺対策について話し合う機会を設けます。	保険健康課

施策2 市民一人一人の気づきと見守りの推進



自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、実際に危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい状況があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて市民の理解の促進を図る必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、思いに寄り添い、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人一人の役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知

事業	取組み内容	関係部署
自殺対策強化月間の啓発の実施	国の自殺対策強化月間である毎年9月と3月に自殺予防について広報紙・SNS等で啓発を行います。	秘書広報課
読書啓発事業	自殺対策強化月間や自殺予防週間に図書館学習交流プラザ「サンライブ」内に、自殺対策（生きることの包括的な支援）関連の展示やリーフレットの配布を行います。	生涯学習推進課

(2) 自殺に関する正しい知識の普及

事業	取組み内容	関係部署
公共交通推進事業	さんさんバス車内の掲示スペースを活用し、ポスター等の掲示による市民への啓発を行います。	都市計画課
安全安心大作戦	防災安全課主催のイベント等で自殺対策の啓発を実施します。	防災安全課
広報、ホームページ等を通じた情報発信	自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市の広報、ホームページ等を活用し、啓発と情報の発信をします。	保健健康課

(3) うつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及

事業	取組み内容	関係部署
うつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発	うつ病等への対応に関する内容を掲載した自殺防止リーフレット等を活用し、普及啓発を行います。	保健健康課
こころの健康講演会	こころのセルフケア等を理解してもらうことを目的とした講演会を実施します。	保健健康課

施策3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上



自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっています。

また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及させ、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー(※)」の役割を担う人材等を養成します。

※ ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な研修や資格は必要なく、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。

◆ゲートキーパーの役割◆

- 気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- つなぎ：早めに専門家に相談するように促す
- 見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

(1) ゲートキーパーの養成

事業	取組み内容	関係部署
福祉総合相談センター事業	相談対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講し、自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等の対応を取れるようにします。	福祉課 長寿介護課
介護保険サービス事業	介護職員がゲートキーパー研修を受け、自殺のリスクを抱えた高齢者又は相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等の対応ができるようにします。	長寿介護課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの職員はゲートキーパー研修を受講し、悩みや問題を抱える放課後児童クラブを利用するこどもや保護者がいた場合は、その職員が適切な機関につなぐ等の対応をとれるようにします。	学校教育課
保育の実施	保育士を対象にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるように推進します。	保育課

事業	取組み内容	関係部署
ファミリー・サポート・センターの運営	会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解を深め、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるように推進します。	保育課
一般住民相談	相談対応を行う職員を対象にゲートキーパー研修を実施し、連携する可能性のある地域の相談機関等に関する情報を把握させることで、その職員がつなぎ役として対応します。	市民課
ゲートキーパー養成講座の開催	専門職に限らず、だれでも受講可能なゲートキーパー養成教室を開催します。	保健健康課

(2) 相談員の資質の向上

事業	取組み内容	関係部署
民生児童委員活動事務	同じ市民という立場で気軽に相談できるという強みから、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口としての対応ができるようになります。	福祉課
職員の研修事業	新任研修や昇任時の研修にメンタルヘルスに関する研修を実施することで、全庁的にメンタルヘルスケアを推進します。	人事課
教員研修事業	教員の職務・職責や経験に応じた指導力を養成し、専門的かつ先進的な指導技術を身につけることにより、児童生徒への教育活動の充実を図ります。	学校教育課
小中学校現職教育委託事業	各学校でテーマを決め、現職研修、教科研究、研修等の実践事業を行うことで教職員の資質向上を図り、児童生徒への教育活動の充実を図ります。	学校教育課

(3) 支援者への支援

事業	取組み内容	関係部署
職員健康相談	産業医の面談により職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、支援者への支援の強化を図ります。	人事課
家族介護者交流事業	家族介護者が悩みを共有し、情報交換を行うことで、介護者相互の支え合いを推進します。	長寿介護課
教職員健康診断事業	教職員の健康診断を行うとともに、教職員の精神的疾患の増加を未然に防ぐため、教職員の秘密が守られる環境でカウンセリングが受けられる環境づくりを推進します。	学校教育課

施策4 地域全体の自殺リスクの低下



自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、地域全体の自殺リスクを低下させる取組みを推進します。

自殺はさまざまな要因が複雑に関係していることから、地域での相談支援体制の充実や相談窓口の情報をお適切に発信していきます。

また、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に支援していくために、関係機関の協働による包括的な支援体制を整備します。

（1）相談支援体制の充実

事業	取組み内容	関係部署
特定保健指導 特定事後相談	特定保健指導の対象者に対する特定保健指導や特定事後相談を実施します。	保険健康課
一般住民相談	住民の皆さんのが困っていることや意見・要望などについて、住民相談員が相談に応じます。	市民課
人権相談	人権擁護委員及び行政相談員による人権・行政合同相談を実施します。	市民課
福祉総合相談センター事業（再掲）	市民の福祉や利便性向上のため、福祉に関する総合的な相談窓口を設け、専門職による相談対応を実施します。	福祉課 長寿介護課
障がい者相談支援事業	障がい者（児）やその家族からの相談に応じ必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な援助等を行います。	福祉課
重層的支援体制整備事業	相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化、複合化事例に対しても継続的に関われるような支援体制を構築します。	福祉課 長寿介護課
地域包括支援センター運営事業	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職を配置し、地域で暮らす高齢者の健康の保持や生活の安定に関する相談を受け、実態把握調査、権利擁護等の各種事業を通じて、関係する機関と連絡・連携を取りながら支援を行います。	長寿介護課
子育て相談	子育て総合支援センター、地区子育て支援センター及び子育てふれあい広場でしつけや癖、発達などについて、保育士が相談に応じます。	保育課
こども相談電話	しつけや癖、発達などについて、電話で相談に応じます。	こども相談課
心の電話相談事業	青少年やその保護者の悩みを解決するために、電話相談員による相談を実施します。	こども相談課
女性の悩みごと相談事業	家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題において、電話相談・面接相談を実施します。	こども相談課

(2) ハイリスク者への支援

事業	取組み内容	関係部署
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活上の困窮に直面している人に対して、地域において自立した生活が行えるよう、一人一人の状況に応じた自立の相談・支援を行います。	福祉課
認知症初期集中支援事業	40歳以上の認知症の人又は認知症の疑いのある人で、適切な受診等につながること等を支援する目的で、複数の専門職で構成される認知症初期集中支援チームを運用し、認知症の早期発見、早期対応につなげます。	長寿介護課
認知症高齢者等あんしん補償事業	認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期発見・保護に役立てるよう認知症高齢者等を事前登録し、登録された人で、希望者に対して市が契約者となって、事故等により第三者に損害を負わせた場合の賠償責任保険に加入し、安心して生活できる環境を整えます。	長寿介護課
消費生活相談事業	消費生活に関する相談を受けた際には、専門の相談窓口を案内するとともに、抱えている他の課題も把握した場合は、他の部署と連携し、包括的な問題の解決に向けた支援をします。	産業振興課
中小企業補助事業	商工会と連携しながら経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報を収集し、適切な支援先につなげます。	産業振興課
滞納整理事業	経済的困窮を抱え、税金の滞納がある人には、収入状況等の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援先につなげます。	納税課
公共下水道維持管理事業	納付催告等を行う中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて適切な支援先につなげます。	下水道課
要保護及び準要保護児童就学援助費・特別支援教育就学奨励費事業	就学に際して経済的困窮を抱えている児童・生徒に対し、学用品費等の必要な援助を行うことで、就学を促進し、学校においては家庭状況に関する聞き取りを行うなど、自殺リスクの軽減を図ります。	学校教育課
思春期家庭教育講座事業 家庭教育学級開催事業	子育ての悩みや不安を持つ小学生・中学生の親に対して子育ての講座を開催します。	学校教育課
児童扶養手当支給事務	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした集団との接触窓口、支援へのつなぎの役割を担います。	こども政策課
母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	こども政策課
保育料等納入促進事業	保育料を滞納している保護者の中には、生活上さまざまな問題を抱えている可能性が高いため、支援が必要な場合は、適切な支援先につなげます。	保育課

事業	取組み内容	関係部署
母子健康手帳交付	ゲートキーパー研修を受講した保健師が本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば関係機関につなげます。	こども相談課
こんにちは赤ちゃん訪問 子育て見守り訪問	保健師・助産師・保育士に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげます。	こども相談課
月曜育児相談 出前育児相談	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなげます。	こども相談課
発達育児相談	母親の負担や不安感の軽減を図るため、子どもの発達に関して専門家が相談に応じ、必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供します。	こども相談課
産後ケア事業 産前産後ホームヘルプ事業	産後は育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、そうしたリスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続します。	こども相談課
母子生活支援施設措置	母子家庭は経済的困窮をはじめさまざまな困難を抱えており、自殺リスクが高い場合も少なくないため、こうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行い、自殺リスクの軽減を図ります。	こども相談課
利用者支援事業	出産予定日の2週間後を目安に実施するおめでとう電話、また、出産後1週間を目安に実施するエジンバラ産後うつ病質問票の結果をもとに、産後うつの予防を含め、早期介入を図り、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応し、切れ目ない支援を実施します。また、伴走型相談支援事業（妊娠8ヶ月アンケート）を実施し、妊娠中からの支援を充実させます。	こども相談課
すくすく教室	離乳食に関する相談会を通じて、妊娠婦の不安や問題等についても早期に発見し、対応します。	こども相談課
むし歯予防教室 わんぱく教室 歯科健診	子どもの歯の状態を観察することにより、家庭の生活状況や抱える問題等を把握し、貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開します。	こども相談課
市民病院事業	外来・入院患者の言動を注視し、自殺のサインを把握した場合には、スタッフ間や患者家族、関係機関と協力して自殺の予防につなげます。	管理課

施策5 高齢者への自殺対策の推進



本市における、過去5年間（2017年～2021年）の自殺死亡者数34人のうち60歳以上の自殺死亡者数は14人と約4割に上ります。高齢者は、配偶者や家族との死別・離別、心身疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱える可能性があります。また、地域とのつながりが希薄だと問題の把握が遅れ、自殺のリスクが高まる恐れもあります。

高齢者の自殺を防ぐには高齢者本人を対象にした取組みのみならず、高齢者を支える家族・介護者に対する支援も含めて、自殺対策を支援していくことを推進する必要があります。

（1）包括的な支援のための連携の推進

事業	取組み内容	関係部署
生活支援体制整備事業	互助による生活支援体制の充実を進めるため、生活支援コーディネーターを配置し、住民が互助の仕組みづくりを協議する場である協議体を支援し、住民主体の仕組みづくりを進めます。	長寿介護課
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族、地域に住む人が気軽に情報交換や相談ができる場として、認知症カフェの設置を進めます。	長寿介護課
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療や介護が必要になったときに連携してサービス提供ができるよう支援します。また、本人が望む暮らしをあらかじめ考え、支援者とも話し合い、共有し、望む暮らしを実現するための手法として、アドバンス・ケア・プランニングを推奨し、共有の見える化をするためのツールとして、みよし市エンディングノートを配布します。	長寿介護課

（2）高齢者とその支援者への支援

事業	取組み内容	関係部署
地域包括支援センター運営事業（再掲）	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職を配置し、地域で暮らす高齢者の健康の保持や生活の安定に関する相談を受けたり、実態把握調査、権利擁護等の各種事業を通じて、関係する機関と連絡・連携を取りながら支援を行います。	長寿介護課
成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力が十分でない高齢者等が成年後見制度を利用するに当たり、経済的理由により申し立てが行えない人を対象に申し立てに係る費用を補助します。また、後見人等の報酬が支払えない場合も同様に補助します。	長寿介護課
認知症高齢者等あんしん補償事業（再掲）	認知症等により損害賠償責任を負う事態に備えて、事前に登録された人に対して市が保険者となり賠償責任に対して補償されます。	長寿介護課
介護保険制度の適切な運営	要支援・要介護の認定を受けた人が、希望する介護保険サービスを受けられるようサービスが安定的に提供され、質の高いサービスが提供されるように体制整備します。	長寿介護課

(3) 高齢者の健康不安に対する支援

事業	取組み内容	関係部署
地域包括支援センター運営事業（再掲）	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職を配置し、地域で暮らす高齢者の健康の保持や生活の安定に関する相談を受けたり、実態把握調査、権利擁護等の各種事業を通じて、関係する機関と連絡・連携を取りながら支援を行います。	長寿介護課
緊急通報システム事業	在宅で緊急事態の発生が予想される一人暮らし高齢者等が、急病等で救急要請が必要な場合に尾三消防本部へ通報することができる環境を整備するため緊急通報システムを貸与します。	長寿介護課
在宅医療・介護連携推進事業（再掲）	在宅医療や介護が必要になったときに連携してサービス提供ができるよう支援します。また、本人が望む暮らしをあらかじめ考え、支援者とも話し合い、共有し、望む暮らしを実現するための手法として、アドバンス・ケア・プランニングを推奨し、共有の見える化をするためのツールとして、みよし市エンディングノートを配布します。	長寿介護課
健康教育	行政区や団体等から依頼があった際には、保健師や栄養士等の専門職が健康教育を実施します。	保険健康課
健康相談	窓口や電話による健康に関する相談を受け付けています。	保険健康課
健診事業・がん検診 ・事後相談	市内医療機関で健診・がん検診を行い、異常の早期発見・早期治療につなげます。 健診・検診後、希望者には保健師や栄養士等の専門職が、結果を確認しながら、生活習慣について一緒に見直します。	保険健康課
高齢者の保健事業と 介護予防等の一体的実施	後期高齢者の介護予防のため、体力測定や健康教育を実施します。	保険健康課 長寿介護課
ヘルスパートナー事業	ウォーキングや棒体操など誰でも気軽に始められる事業を開催します。	保険健康課

(4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事業	取組み内容	関係部署
高齢者等移動支援事業	65歳以上の高齢者に対し、自発的に外出できるよう移動支援を目的としたさんさんバス利用助成を行います。また、要介護認定者に対し、自発的に外出できるようタクシー料金を助成します。	長寿介護課
認知症総合支援事業 (再掲)	認知症の人やその家族、地域に住む人が気軽に情報交換や相談ができる場として、認知症カフェの設置を進めます。	長寿介護課
生活支援体制整備事業 (再掲)	互助による生活支援体制の充実を進めるため、生活支援コーディネーターを配置し、住民が互助の仕組みづくりを協議する場である協議体を支援し、住民主体の仕組みづくりを進めます。	長寿介護課
みよし悠学力レッジ講座	市民に学習の場や機会の提供をすることにより、新しい可能性を見つけ、新たな自己を発見する喜びを体験してもらい、受講生や講師と新たな人間関係や仲間づくりを通じて、市民に充実した人生を送ることにより孤立を防ぐ居場所づくりを推進します。	生涯学習推進課
ヘルスパートナー事業 (再掲)	ウォーキングや棒体操など誰でも気軽に始められる事業を開催します。	保健健康課

施策6 女性への自殺対策の推進



コロナ禍以前より、女性の自殺要因に非正規雇用の問題や家族問題・育児や介護の問題が散見されてきましたが、コロナ禍の生活環境の変化を受け、より鮮明になってきました。

過去5年間（2017年～2021年）の男女の自殺率を見てみると全国平均（10万対）では、男性68.1%・女性31.9%に対し、本市の自殺者における割合は、男性52.9%・女性47.1%と女性の割合が高くなっています。

そのため、女性に対する自殺対策を新たに取り上げ、取り組んでいきます。

（1）子育て女性への支援

事業	取組み内容	関係部署
3, 4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診	母子保健法に基づき各月齢等の健康診査を行い、ゲートキーパー研修を受講したスタッフが、子どもの発育、発達の状況や家庭の状況、育児の状況等を包括的に確認することにより、保護者の育児に対する不安解消を図ります。	こども相談課
心の電話相談事業 (再掲)	青少年やその保護者の悩みを解決するために、電話相談員による相談を実施します。	こども相談課
こども相談電話	しつけや癖、発達などについて、電話で相談に応じます。	こども相談課
母子生活支援施設措置 (再掲)	母子家庭は経済的困窮をはじめさまざまな困難を抱えており、自殺リスクが高い場合も少なくないため、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行い、自殺リスクの軽減を図ります。	こども相談課
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者が病気、その他の理由により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を児童福祉施設で一時的に養育することにより児童の福祉の向上及び保護者の負担軽減を図ります。	こども相談課
母子健康手帳交付 (再掲)	妊娠届出時面談をより充実させ、妊娠中からの状態を把握し、課題に沿った支援や関係機関につなげます。	こども相談課
こんにちは赤ちゃん訪問 (再掲) 子育て見守り訪問 (再掲)	保健師や助産師に対し研修を行い、乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応について理解してもらうことで、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげます。	こども相談課
月曜育児相談 (再掲) 出前育児相談 (再掲)	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、早期の段階から専門家が関与し、問題の聞き取りを踏まえて必要な助言・指導を提供することで、そうしたリスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなげます。	こども相談課
発達育児相談 (再掲)	母親の負担や不安感の軽減を図るため、子どもの発達に関して専門家が相談に応じ、必要時には別の関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで、包括的な支援を提供します。	こども相談課
産前産後ホームヘルプ事業 (再掲)	妊娠中から産後間もないママのために家事支援や育児支援を行います。	こども相談課
産後ケア事業 (再掲)	出産後心身ともに不安定になりやすい時期に産科医療機関において助産師等の専門的なサポートを受けられるよう支援します。	こども相談課

利用者支援事業（再掲）	出産予定日の2週間後を目安に実施するおめでとう電話、また、出産後1週間を目安に実施するエジンバラ産後うつ病質問票の結果をもとに、産後うつの予防を含め、早期介入を図り、妊娠期から子育て期までの母子保健及び育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応し、切れ目ない支援を実施します。また、伴走型相談支援事業（妊娠8ヶ月アンケート）を実施し、妊娠中からの支援を充実させます。	こども相談課
すくすく教室（再掲）	離乳食に関する相談会を通じて、妊娠婦の不安や問題等についても早期に発見し、対応します。	こども相談課
むし歯予防教室（再掲） わんぱく教室（再掲） 歯科健診（再掲）	子どもの歯の状態を観察することにより、家庭の生活状況や抱える問題等を把握し、貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させていくことで、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を展開します。	こども相談課
パパママ教室	妊娠・出産・育児期を安心して迎えられるように、妊娠16週以降の妊娠婦とその夫を対象に教室を開催します。	こども相談課
さくらんぼ（多胎交流支援事業）	多胎児のいるお母さん、お子さん、妊娠婦さんを対象に交流会を開催します。	こども相談課
ファミリー・サポート・センターの運営（再掲）	会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解を深め、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるように推進します。	保育課
子育て相談（再掲）	子育て総合支援センター、地区子育て支援センター及び子育てふれあい広場でしつけや癖、発達などについて、保育士が相談に応じます。	保育課
子育て支援センター運営	子育てに関する相談・子育てに関する情報提供・子育てに関する講習会等を実施することで、子育て親子に交流の場を提供します。	保育課
子育てふれあい広場の運営	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を提供することで、不安を解消し、孤立を防ぐ居場所づくりを推進します。	保育課
思春期家庭教育講座事業（再掲） 家庭教育学級開催事業（再掲）	子育ての悩みや不安を持つ小学生・中学生の親に対して子育ての講座を開催します。	学校教育課
ヘルスパートナー事業	子育て中のママを対象に、少し子育てから離れリフレッシュできるイベント（託児あり）を開催します。	保健健康課

(2) 女性の自立への支援

事業	取組み内容	関係部署
ハラスメントの防止	職場における人権を侵害するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する情報を提供し、啓発活動を推進します。	人事課
労働相談	職場での悩みごと、困りごとの相談窓口を市ホームページにて周知していきます。	産業振興課
就労支援雇用安定事業	若年者への就労支援は、それ自体が生きる支援につながるため、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制（若者相談など）をより一層整えることにより、若年者への生きることの包括的な支援を推進します。	産業振興課
病児・病後児保育	病気やけがの回復期にある子ども又は回復期に至らない子どもが集団保育の困難な期間、一時的に専用施設でお預かりするサービスを提供します。	保育課
保育料等納入促進事業 (再掲)	保育料を滞納している保護者の中には、生活上のさまざまな問題を抱えている可能性が高いため、支援が必要な場合は、適切な支援先につなげます。	保育課
母子・父子自立支援事業 (再掲)	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図ります。	こども政策課
女性の悩みごと相談事業 (再掲)	家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題において、電話相談・面接相談を実施します。	こども相談課
母子生活支援施設措置 (再掲)	母子家庭は経済的困窮をはじめさまざまな困難を抱えており、自殺リスクが高い場合も少なくないため、こうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行い、自殺リスクの軽減を図ります。	こども相談課

(3) 女性の健康への支援

事業	取組み内容	関係部署
がん検診	肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診を実施します。乳がん、子宮頸がん検診については集団検診でも実施します。がんの早期発見・早期治療につなげます。	保険健康課
特定健診・後期健診	市内医療機関で健診を行い、異常の早期発見・早期治療につなげます。	保険健康課
39歳以下健診	40歳未満で、健康診断を受診する機会のない人を対象に、健康診断を受ける機会を提供します。結果、問題がある場合には聞き取りを行うことにより、必要時専門機関につなげます。	保険健康課

施策7 こども・若者への自殺対策の推進



こども、若年層はライフスタイルや生活の場、接する人等が成人と比べ、大きく変化する時期です。抱える悩みは多様であり、それぞれの段階やライフスタイルにあった対策が求められます。

本市においては、20歳代、30歳代の自殺者数は2021年では全体の約3割となっています。

児童生徒及び学生は家庭、地域、学校が主な生活の場であり、教育機関や児童福祉機関等が支援機関となります。学校卒業後は、就労や生活支援に関わる労働関係・福祉関係が支援機関になります。

そのため、継続支援ができるよう、関係機関内の情報共有や連携をし、途切れないような体制を整えます。

(1) 学校におけるこころの健康づくりの推進

事業	取組み内容	関係部署
こどもの相談員の派遣事業	こどもの抱える問題の早期発見の手立てとして、小学校へこどもの相談員を派遣します。	学校教育課
心の教室相談員の派遣事業	こどもの抱える問題の早期発見の手立てとして、中学校へ心の教室相談員を派遣します。	学校教育課
学校図書館整備事業	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対し間接的に自殺予防の啓発を行います。	学校教育課
教育相談・特別支援教育連携事業	児童生徒、その保護者及び教員を対象として、いじめ・不登校等の諸課題への対応や、発達や就学に関する教育相談、個別の支援が必要な児童生徒に対応する教員への補助者の配置等を総括的に行います。	学校教育課
外国人児童生徒の日本語指導	日本語を話すことができない児童生徒に、日本語の指導を受けてもらうことで、日本語が話せるようになり、日本の学校に適応した学校生活を送ることができる環境を作ります。	学校教育課
学校保健事業	学校保健の推進及び学校における衛生管理等の保健対策の検討を行うことで、学校保健活動の振興、発展につなげます。	学校教育課
人権移動教室	地域人権啓発活動活性化事業として人権移動教室(園児・小学生を対象)を開催します。	市民課
人権教育講演会	地域人権啓発活動活性化事業として人権教育講演会(中学生対象)を開催します。	市民課

(2) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

事業	取組み内容	関係部署
みよし市スクールカウンセラー派遣事業	いじめ・不登校等の諸課題や発達や就学に関する教育相談を実施することで、該当児童生徒及びその保護者及び教員を支援します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを中心に、いじめ、不登校及び非行等の諸課題について、適切な指導助言を行うことで、学校、家庭及び問題を抱える児童生徒を支援します。	学校教育課
不登校対策推進事業	児童生徒がふれあい教室に通うことで、家でのひきこもりを防ぎ、児童生徒の居場所づくりとともに学校復帰への支援をします。また、いじめ問題に関わる各会議を通じて学校と関係機関がより緊密に連携し、いじめ問題への適切な対応を図ります。	学校教育課
中学校キャリア教育推進事業	キャリア教育を推進することで、中学生の人間関係形成能力、課題対応能力、自己管理能力、キャリアプランニング能力等を育成します。	学校教育課
道徳教育の充実を図る推進事業	教員の「特別の教科 道徳」の指導力向上を図ることで、児童生徒によりよく生きるために基盤となる道徳性を養います。	学校教育課
学校保健事業（再掲）	学校保健の推進及び学校における衛生管理等の保健対策の検討を行うことで、学校保健活動の振興、発展につなげます。また、レジリエンス※教育を推進しSOSの出し方についても教育します。	学校教育課

※レジリエンス：心のしなやかさ、困難を受け止めながらも立ち直る力

(3) 若者への支援の充実

事業	取組み内容	関係部署
就労支援雇用安定事業（再掲）	若年者への就労支援は、それ自体が生きる支援につながるため、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制（若者相談など）をより一層整えることにより、若年者への生きることの包括的な支援を推進します。	産業振興課
39歳以下健診（再掲）	40歳未満で、健康診断を受診する機会のない人を対象に、健康診断をした結果、問題がある場合にはより詳細な聞き取りを行うことにより、専門機関による支援につなげます。	保険健康課

施策8 生活困窮者への自殺対策の推進



生活困窮の背景には多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複雑、複合的に関係していることが多く、対策には包括的な生きる支援として推進する必要があります。また、失業者の背景には、労働問題、精神疾患、身体疾患等が関係しており、労働に関する機関、健康づくり関係課や関係団体と連携した取組みが必要です。

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活保護による生活扶助等の経済的な支援だけでなく、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保険等の様々な関係者が分野の壁を越えて協働し、様々な取組みを通じて包括的に支援を行っていく必要があります。本市でも地域の実態を踏まえて、生活困窮者への自殺対策の更なる向上を図っていきます。

(1) 相談支援、人材育成の推進

事業	取組み内容	関係部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活上の困窮に直面している人に対して、地域において自立した生活が行えるよう、一人一人の状況に応じた自立の相談・支援を行います。	福祉課
中国残留邦人等生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の人で、世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、通訳派遣や日常生活上の困窮に関する相談・助言を行います。	福祉課
一般住民相談（再掲）	住民の皆さんのが困っていることや意見・要望などについて、住民相談員が相談に応じます。	市民課

(2) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

事業	取組み内容	関係部署
生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活上の困窮に直面している人に対して、地域において自立した生活が行えるよう、一人一人の状況に応じた自立の相談・支援を行います。	福祉課
中国残留邦人等生活支援事業（再掲）	中国残留邦人等とその配偶者の人で、世帯の収入が一定の基準に満たない人を対象に、通訳派遣や日常生活上の困窮に関する相談・助言を行います。	福祉課

(3) 失業者等に対する相談窓口等の充実

事業	取組み内容	関係部署
生活困窮者就労準備支援事業	一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援を行います。	福祉課
住居確保給付金事業	離職により生活に困って住居を失った人や、住宅を失うおそれのある人に安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。	福祉課
労働相談（再掲）	職場での悩みごと、困りごとの相談窓口を市ホームページにて周知していきます。	産業振興課
就労支援雇用安定事業（再掲）	若年者への就労支援は、それ自体が生きる支援につながるため、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制（若者相談など）をより一層整えることにより、若年者への生きることの包括的な支援を推進します。	産業振興課
保育料等納入促進事業（再掲）	保育料を滞納している保護者の中には、生活上のさまざまな問題を抱えている可能性が高いため、支援が必要な場合は、適切な支援先につなげます。	保育課

施策9 勤務問題による自殺対策の推進



働く人が職場環境をはじめとした労働における多種多様な問題により、自殺リスクが高まることを防ぐため、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

また、長時間労働やハラスメントに関する情報や制度を周知することで、勤務問題の解消を図ります。

(1) 長時間労働の是正

事業	取組み内容	関係部署
時間外勤務の縮減	フレックスタイムの推奨や定時退庁日の設定、在宅勤務の実施等の時間外勤務縮減の取組を実施することで、職員のワークライフバランスの実現を推進します。	人事課
時間外労働、休日労働に関する協定の啓発	時間外労働、休日労働に関する協定についての正しい啓発をホームページ等で行い、長時間労働の抑制を図ります。	産業振興課

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業	取組み内容	関係部署
職員健康相談（再掲）	産業医の面談により職員の心身面の健康の維持増進を図ることで、支援者への支援の強化を図ります。	人事課
労働相談（再掲）	職場での悩みごと、困りごとの相談窓口を市のホームページにて周知していきます。	産業振興課

(3) ハラスメントの防止

事業	取組み内容	関係部署
ハラスメントの防止	職場における人権を侵害するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントに関する情報を提供し、啓発活動を推進します。	人事課
労働相談（再掲）	職場での悩みごと、困りごとの相談窓口を市のホームページにて周知していきます。	産業振興課

施策10 自殺未遂者等への支援の充実



自殺未遂者は、再び自殺を企図するリスクが高いと言われており、自殺未遂は自殺のリスクを高める危険因子と考えられます

自殺未遂者に対する再企図防止のために、地域において本人や家族が継続して支援が受けられるようになるため、関係機関と協働で自殺未遂者支援体制の構築を図る必要があります。

(1) 関係機関との連携による地域ネットワークの充実・強化

事業	取組み内容	関係部署
地区コミュニティ活動推進事業（再掲）	地区コミュニティ活動を推進することで、地域住民同士のコミュニティやネットワークを強化し、地域での孤立防止を図ります。	協働推進課
地域支え合い体制づくり事業（再掲）	行方不明となるおそれのある認知症高齢者等の把握に努め、地域の関係機関等による緊急連絡体制及び支援体制の構築を図り、認知症高齢者等とその家族を支援します。	長寿介護課
障がい者自立支援協議会の開催（再掲）	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワークを活用し、自殺対策について話し合う機会を設けます。	福祉課
保健対策推進協議会の開催（再掲）	医療・保健・福祉等に関する機関とのネットワークを活用し、健康の保持増進、健康づくりに関する事項について審議するとともに、自殺対策について話し合う機会を設けます。	保険健康課

(2) 相談支援体制の充実

事業	取組み内容	関係部署
福祉総合相談センター事業（再掲）	市民の福祉や利便性向上のため、福祉に関する総合的な相談窓口において、専門職による相談対応を実施します。	福祉課 長寿介護課
重層的支援体制整備事業（再掲）	相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、単独の支援機関では対応が難しい複雑化、複合化事例に対しても継続的に関われるような支援体制を構築します。	福祉課 長寿介護課
心の電話相談事業（再掲）	青少年やその保護者の悩みを解決するために、電話相談員による相談を実施します。	こども相談課
市が実施する以外の相談事業の周知啓発	各種相談先の情報や相談会の開催等、自殺対策の関連情報をホームページや広報に掲載することで、情報周知を進めます。	保険健康課

施策11 自死遺族等への支援の充実



身近な人を自死により亡くされた方は、深い悲しみなどから精神的不調をきたすことがあります。このような心情は経験していない者には理解が難しく、心ならずも自死遺族の方々を心理的に傷つけてしまうことがあります。

自死遺族に対しての支援の推進を図るとともに、自死遺族の方々に対する名誉及び生活の平穏への配慮についての理解の促進を図る必要があります。

(1) 遺された人への支援

事業	取組み内容	関係部署
心の電話相談事業 (再掲)	青少年やその保護者の悩みを解決するために、電話相談員による相談を実施します。	こども相談課
一般住民相談（再掲）	一般住民相談をそのまま継続しながら、情報収集を図ります。	市民課
福祉総合相談センター事業（再掲）	市民の福祉や利便性向上のため、福祉に関する総合的な相談窓口において、専門職による相談対応を継続し、スキルアップを図ります。	福祉課 長寿介護課
障がい者相談支援事業 (再掲)	障がい者（児）やその家族からの相談に応じ必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な援助等を行います。	福祉課
子どもの相談員の派遣事業 (再掲)	子どもの抱える問題の早期発見の手立てとして、小学校へ子どもの相談員を派遣します。	学校教育課
心の教室相談員の派遣事業 (再掲)	子どもの抱える問題の早期発見の手立てとして、中学校へ心の教室相談員を派遣します。	学校教育課
葬祭費支給事業	死亡届を提出した際に、各種手続きを掲載したパンフレットを配布することにより、葬祭費支給についての情報提供を行います。 国民健康保険被保険者や後期高齢者医療被保険者で亡くなった人の遺族に葬祭費の支給をすることで、遺された人への支援を行います。	市民課 保険健康課

(2) 正しい知識の普及・啓発

事業	取組み内容	関係部署
広報、ホームページ等を通じた情報発信（再掲）	自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市の広報、ホームページ等を活用し、啓発と情報の発信をします。	保険健康課



第5章 自殺対策の推進体制

1 評価指標と検証

本計画の主な評価指標を以下のとおり設定し、進捗管理を行います。

また、毎年度各課での事業・取組みについて検証・評価を行い、計画の改善等に向けた協議をみよし市保健対策推進協議会において行います。

主な施策分野	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
地域におけるネットワークの強化	みよし市保健対策推進協議会の開催	年1回開催	現状維持
市民一人一人の気づきと見守りの推進	こころの講演会の開催	年1回開催	現状維持
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	ゲートキーパーの養成数	194人	500人以上
地域全体の自殺リスクの低下	1年以内に自殺したいと思ったことがある人の割合（市民アンケート）	24.5%	20%以下
高齢者への自殺対策の推進	個別ケア会議の開催回数	44件 (令和4年度)	60件
女性への自殺対策の推進	子育てについて相談できる人がいる割合 (3・4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査問診票)	93.3%	95%以上
こども・若者への自殺対策の推進	困った時に助けをお願いすることができる子どもの割合 (レジリエンス教育アンケート)	67%	70%以上
生活困窮者への自殺対策の推進	生活困窮者自立支援事業支援調整会議の開催	年2回以上	現状維持
勤務問題による自殺対策の推進	勤務に関することで自殺をしたいと思ったことがある人の割合 (市民アンケート)	33.7%	17.8%以下

この計画の内容については、
保険健康課までお問合せください。
電話：0561-76-5880

第2期みよし市自殺対策計画

みよし市 福祉部 保険健康課
〒470-0295
愛知県みよし市三好町小坂50番地
電話 <0561>76-5880
FAX <0561>34-3388
E-mail hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp